

特218

309

2



0007260000

0007260-000

特218-309

現行内国旅費規則詳解

小椋泰弥・著

法学書院

昭和12

ABH

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第67条の規定に基づき、平成12年3月23日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものである。

特 218

309

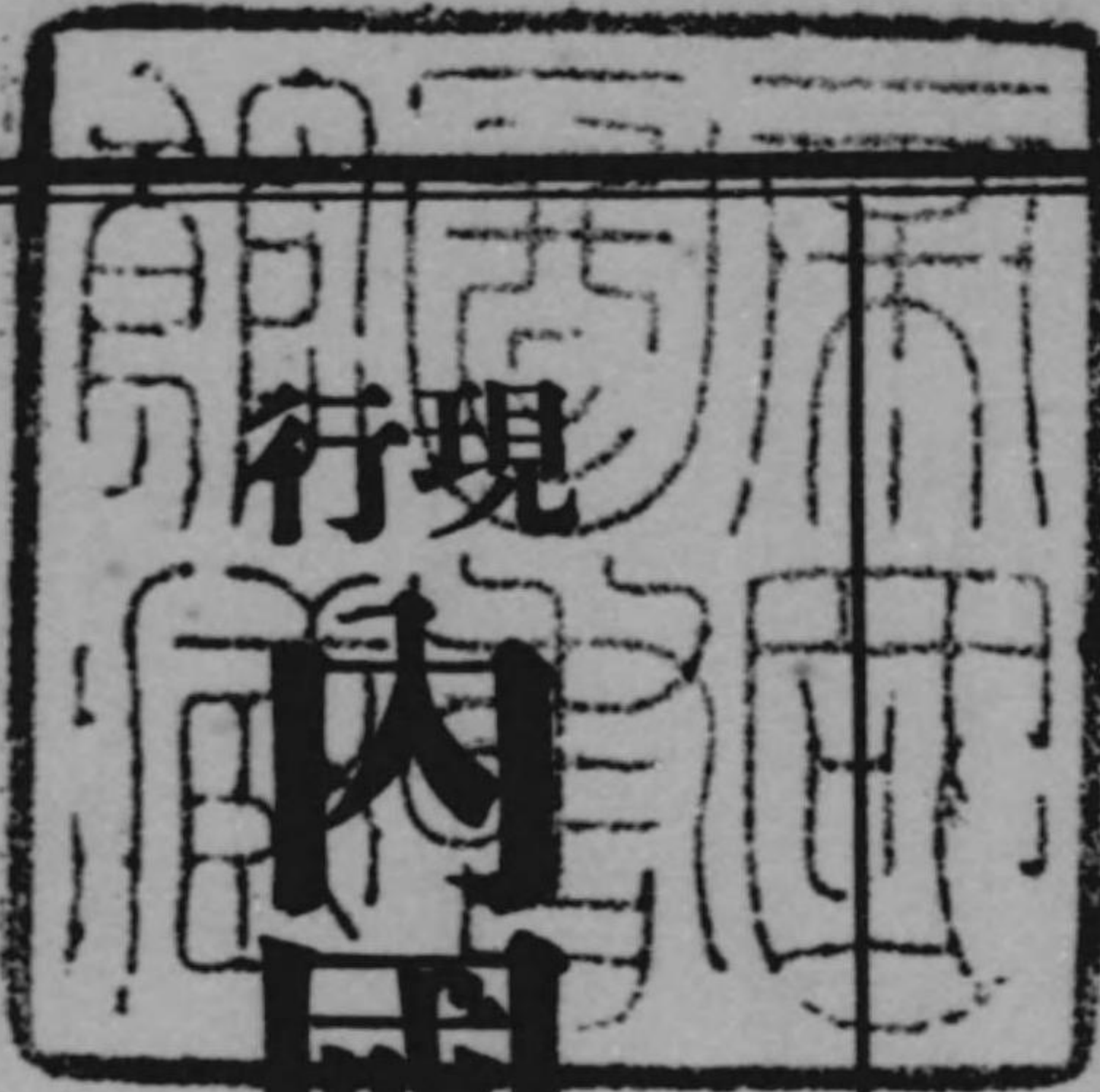
小 椋 泰 彌 著

現 行 內 國 旅 費 規 則 詳 解

東 京 法 學 書 院



特218
309

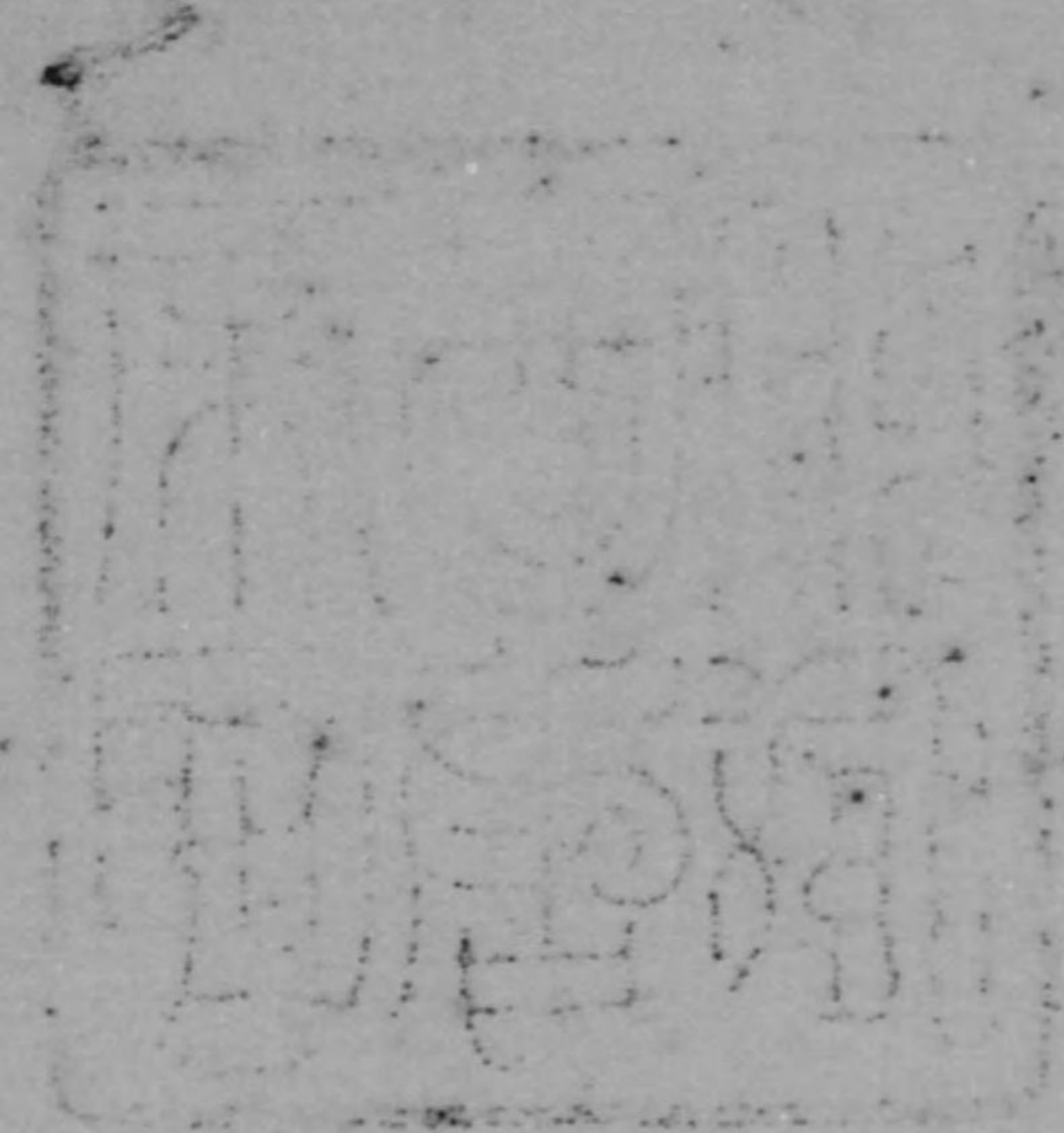


小
掠
泰
彌
著

現
行
內
國
旅
費
規
則
詳
解



東
京
法
學
書
院



緒言

轉任と出張とは凡そ官吏生活を爲す誰しもに必然の附物である。而してそれに伴ふ國家が給する旅費は、直接的にも間接的にも官吏として重大な關心事の一つであらふ。

本書は官吏となつて初めて旅行をなす者の爲に、初めて旅費の計算をなす者の爲に現行旅費規則の概念を得せしむると共に、又常時此の種の事務に携はる者の爲にも机上の一參考にもと叙述したものである。

然しながら著者は素淺學にして菲才自ら省みて其の器にあらざることを知る、従つて本書の内容たるや其の足らざる點、誤れる點も多々あることと思ふが、若聊かなりとも參考となるを得ば之れ望外の幸であると共に、滿更徒勞でもなかつたこと

を喜ぶものである。

旅費規則の全面的改正も今は單に時機の問題が残されてゐるばかりの様にも思はれる。他日若改正の曉に於て幸に再び機會を得ば、本書も亦改廢修正することを約して緒言に代へる次第である。

昭和十一年

聖駕奉迎の秋 札幌にて

著 者 謹 識

現行内國旅費規則詳解

目 次

第一章	總 說	一
第二章	内國旅費規則	三
第一節	旅費支給の條件	二
第二節	旅費の種類	三
第三節	旅行の順路に就いて	四
第四節	鐵道賃及船賃	七
目 次		一

一、鐵道賃 二、急行料金 三、船賃

第五節 電車自動車飛行機に依る旅行に就いて……………二七

第六節 宿泊料及日當……………三一

第七節 旅行の行程に就いて……………三三

第八節 赴任手當及家族移轉料……………三六

第九節 減額旅費……………四二

一、船賃及車馬賃不給の場合 二、日當半減の場合
三、在勤應所在地の市町村内出張旅費

第十節 滞在地よりの旅費及新任者に對する旅費……………五三

一、滞在地よりの旅費 二、新任者に對する旅費

第十一節 車馬賃及旅費の區分計算に就いて……………五七

一、車馬賃に就いて 二、旅費の區分計算に就いて

第十二節 退官者に對する旅費……………六五

第十三節 日額旅費及月額旅費……………六九

第十四節 同一地滞在旅費……………七六

第十五節 待遇官吏、囑託員、雇員其の他の旅費……………七九

第十六節 朝鮮、臺灣、樺太内旅費……………八二

第十七節 甲地方及乙地方に就いて……………八二

一、内國旅費規則別表に定むる甲地方指定
二、朝鮮臺灣樺太内甲地方
三、日當の甲乙に就いて

第三章 南洋群島關東州南滿洲旅費規則……………八六

第四章 外國旅費規則……………一〇一

補遺

一、旅費規則の運用に就いて……………二八

二、朝鮮、臺灣、樺太に於ける鐵道旅客運賃算出法……………三三

附錄

國有鐵道對籽旅客運賃表……………附錄一

現行内國旅費規則詳解

小 椋 泰 彌 著

第一章 總 說

現行の内國旅費規則は明治四十三年に制定發布されたものである。其の後部分的には幾分改正もされ増補も行はれてはゐるが、今全體を通じて見るとかなり年數を経てゐる關係上、現在の世態に適合しない點も相當できたやうに思はれる。本規則の制定當時と現在とを比較すれば交通機關の發達に於て、或は一般世情の變化に於て實に格段の差を生じてゐるから已むを得ないことである。

此の内國旅費規則は其の條文は僅か二十二箇條からなつてゐる簡單なものではあるが、其の内容は極めて複雑であつて官吏となつて初めて旅行をする者初めて其の計算を取扱ふ者は勿論のこと、

數年間之が事務に携つてゐた者でも次々に新らしく起る實際問題にうまく運用して行くといふことはなか／＼の骨である。而して其の影響は直接であり且つ明瞭に現はれる關係上尙更である。故に大藏省が本規則の元締といふ格で各省大臣は大藏大臣と協議して自省管内に於ける種々の規定を設け、又各省に於て適用上疑はしき點のある場合はすべて大藏省に照會して其の指示を待つといふ具合である。従つて大藏省で指示した事項は恰も裁判上大審院の判決が爾後法律と同様の効力を有するが如くに、各省ともそれに準據して行くといふ状態である。

旅費規則を研究する上に於て先づ其の沿革を知つて置くことは極めて肝要なことである。官吏の旅費は明治の初めから種々の形式で支給されてゐたのであるが、それは各省區々まち／＼の嫌もあつて統一されたものではなかつた。ところが明治十九年六月閣令第四號を以て内國旅費規則が公布になり従來の取扱がこゝに初めて統一さるゝに至つた。然し此の規則もあまり長くは續かなかつた日進月歩的に發達する交通機關の影響と一般世情の變化につれ、明治三十年九月再び全文の改正が行はれ勅令第三百三十三號を以て内國旅費規則が發布になつた。此の時は従來閣令の形式であつたものを一步進めて勅令の形式に改めたのである。此の勅令に依る内國旅費規則は其の後部分的に改

正又は増補せられつゝ約十三年間施行された。然るに明治四十三年六月三度全文の改正が斷行せられて勅令第二百七十四號を以て内國旅費規則が發布になつたのである。之が即ち現在施行されてゐるものである。本則も發布後部分的に改正されてゐることは前述の通りである。

現行の外國旅費規則其他は皆之より後に制定發布されたものである。

第二章 内國旅費規則

現行の旅費規則には内國旅費規則、外國旅費規則、南洋群島關東州南滿洲旅費規則の三種がある共に勅令を以て公布になつてゐるものである。一は官吏が本邦内を旅行した場合に、一は外國を旅行した場合に、一は南洋群島南滿洲等を旅行した場合の規定である。しかし此の三種の規則は何れの官吏にも又何れの場合にも適用されるものとは限つてゐない。何故となれば是等の規則を基準として各省に於て或は府縣等に於ては、職務の性質に依り或は土地の狀況に依り種々に區分して其の省或は其の府縣限り管内の官吏に適用するため、夫々別に旅費規則が定められてゐるからである。

従つて同一官吏でも或る場合には此の勅令に依る旅費規則が其のまゝ適用されることもあり、又前述の別の規定に従はなければならぬ場合も生ずるのである。凡そ何れの規定も此の勅令に依る旅費規則を基準として定められてあり、就中内國旅費規則を最基準としてゐるものであるから、此の内國旅費規則の大意を知悉して置くことはやがて他の規定を解する上の前提となるのである。市町村に於ける公吏の旅費も亦内國旅費規則を基準として、夫々市町村條令を以て定められてゐるのである。次に掲ぐるは現行内國旅費規則の全文である。

○内國旅費規則

(明治四十三年六月
勅令第二百七十四號)

正(明四三、九勅三九一、明四四、六勅一九二)
大九、五勅一七六、大一三、一二勅三〇六)
昭五、三勅五六

第一條 官吏公務ニ依リ本邦内ヲ旅行スルトキハ本令ニ依リ旅費ヲ支給ス

第二條 旅費ハ鐵道賃、船賃、車馬賃、日當、宿泊料、食卓料、赴任手當、移轉料及家族移轉料ノ九種トス

鐵道賃及船賃ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ從ヒ實際ノ料金ニ依リ、車馬賃日當宿泊料食卓料及移轉

料ハ別表ニ掲クル所ニ從ヒ定額ニ依リ之ヲ支給ス

旅費ハ順路ニ依リ之ヲ計算ス但シ公務ノ都合ニ依リ順路ニ依リテ旅行シ難キ場合ニ於テハ其ノ現ニ經過シタル通路ニ依ル

第三條 鐵道旅行ニハ鐵道賃、水路旅行ニハ船賃、陸路旅行ニハ車馬賃ヲ支給ス。鐵道及水路ニ依ラサル旅行ハ之ヲ陸路旅行トス

第四條 宿泊料ハ夜數ニ應シ日當ハ日數ニ應シテ之ヲ支給ス

水路旅行ニハ宿泊料ヲ支給セス但シ官用ノ船舶ニ依リテ旅行スル場合ニ於テ官ヨリ賄ヲ爲ササルトキハ食卓料ヲ支給ス

第五條 旅費ノ支給ニ關シテハ旅行日數ハ出張地ニ於ケル滞在日數及途中已ムヲ得サル事由ノ爲要シタル日數ヲ除クノ外鐵道旅行ハ三百三十軒、水路旅行ハ百海里、陸路旅行ハ十二里ニ付一日ノ割合ヲ以テ通算シタル日數ヲ超過スルコトヲ得ス但シ一日未滿ノ端數ハ之ヲ一日トス

第六條 赴任ノ場合ニ於テハ別ニ日當五日分宿泊料五夜分ニ相當スル赴任手當、移轉料及家族移轉料ヲ支給ス

家族移轉料ハ家族一人毎ニ舊任地又ハ本人居住地ヨリ新任地ニ至ル本人相當ノ鐵道賃船賃車馬賃日當宿泊料食卓料ノ全部及赴任手當ノ三分ノ二ニ該當スル金額トス但シ十二歳未滿ノ家族ニ付テハ其ノ半額トス

家族ノ數三人ヲ超過スルトキハ其ノ超過スル者ニ付支給スル家族移轉料ハ前項ノ規定ニ依ル給額ノ半額トス

赴任者赴任後一年内ニ其ノ家族故ナクシテ新任地ニ移轉セサルトキハ家族移轉料ヲ支給セス

第七條 官用ノ船、車、馬等ニ依リテ旅行スルトキハ鐵道賃、船賃、車馬賃ヲ支給セス

第八條 陸路六里未滿鐵道七十八杆未滿、水路三十海里未滿ノ旅行ニ在リテハ公務ノ都合ニ依リ宿泊シタル場合ヲ除クノ外其ノ支給スヘキ日當ハ定額ノ半額トス一旅行ニシテ陸路、鐵道又ハ水路ニ亘ルトキハ鐵道ハ十三杆、水路ハ五海里ヲ以テ陸路一里ト看做シ前項ノ規程ヲ準用ス

第九條 在勤廳所在地ノ市町村内ノ出張ニシテ遠距離ニ涉ルトキハ定額半額以内ノ日當ヲ支給スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ特別ノ事情アルトキハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ別ニ必要ナル費用ヲ支給ス

ルコトヲ得

第九條ノ二 前項第二項ノ規定ハ在勤廳所在地ノ市町村内ノ出張ニシテ遠距離ニ涉ラサル場合又ハ在勤廳所在地以外ノ市町村内ヲ旅行シタル場合ニ之ヲ準用ス

第十條 私事ノ爲任地又ハ居住地以外ニ滞在スル者轉任ヲ命セラレ又ハ新ニ任用セラレ滞在地ヨリ赴任スル場合ニ於テハ滞在地ヨリ新任地ニ至ル旅費額カ舊任地又ハ居住地ヨリ新任地ニ至ル旅費額ヨリ多キトキハ舊任地又ハ居住地ヨリ新任地ニ至ル旅費ヲ支給ス

前項ノ規定ハ私事ノ爲任地以外ニ滞在スル者滞在地ヨリ旅行スル場合ニ之ヲ準用ス

第十條ノ二 前條第一項ノ規定ハ舊任地又ハ本人ノ居住地以外ヨリ新任地ニ移轉スル家族ニ付支給スル家族移轉料ニ之ヲ準用ス

第十一條 新ニ任用スル爲召喚セラレタル者ニハ官吏赴任ノ例ニ準シ新官相當ノ旅費ヲ支給ス

第十二條 特別ノ事情ニ依リ定額ノ車馬賃ヲ以テ其ノ實費ヲ支辨シ難キ場合ニ於テハ實費額ヲ支給スルコトヲ得

第十三條 車馬賃ハ其ノ路程ヲ合算シテ之ヲ支給ス但シ定額ヲ異ニスルモノニ付テハ各別ニ之ヲ通

算ス通算上一里未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ切捨トス

第十四條 年度又ハ日ニ依リテ旅費ヲ區分計算スルノ必要アル場合ニ於テ其ノ區分判明ナラサルトキハ最近ノ到着地ニ着シタル日ヲ以テ其ノ路程ヲ區別シ計算ス

第十五條 旅行中退官、退職、休職又ハ非職ト爲リタル者ニハ舊任地ニ至ル前官又ハ本官相當ノ旅費ヲ支給ス但シ刑事裁判又ハ懲戒處分ニ依リテ失官シ又ハ免官セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラス
前項ノ場合ニ於テハ第五條ニ定メタル旅程ノ割合ヲ以テ計算シタル日數ニ依リ旅費ヲ支給ス
旅行中死亡シタル場合ニ於テハ前二項ノ規定ニ準シ旅費ニ相當スル金額ヲ遺族ニ支給ス

第十六條 事務引繼殘務調理等ノ爲退官者ニ旅行ヲ命スルトキハ前官相當ノ旅費ヲ支給ス

第十七條 所管大臣ハ測量土木工事等ノ爲現場ヲ巡視スル官吏又ハ常時旅行ヲ要スル官吏ニ關シ特ニ其ノ旅費額ヲ定メ月額又ハ日割ヲ以テ之ヲ支給スルコトヲ得

所管大臣ハ旅費ノ定額ヲ減シ又ハ旅費ノ全部若ハ一部ヲ支給セサルコトヲ得

第十七條ノ二 日當及宿泊料ハ同一地ニ滞在十日ヲ超ユルトキハ其ノ超過日數ニ付定額ノ一割、三十日ヲ超ユルトキハ其ノ超過日數ニ付定額ノ二割、六十日ヲ超ユルトキハ其ノ超過日數ニ付定額

ノ三割、百日ヲ超ユルトキハ其ノ超過日數ニ付定額ノ四割ヲ減ス

同一地ニ滞在中一時他ノ地ニ旅行シタル場合ニ於テハ前項ノ期間ハ前後ノ日數ヲ通算シテ之ヲ定ム

第十八條 武官、陸海軍文官、鐵道事務ニ従事スル官吏及警察官ノ旅費ニ關シテハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ別ニ之ヲ定ム

第十九條 雇員其ノ他本令ニ規定ナキ者ノ旅費ニ關シテハ所管大臣大藏大臣ト協議シ本令ニ準シテ之ヲ定ム

第二十條 當分ノ内朝鮮、臺灣、樺太又ハ千島國內ノ旅行ニ限り所管大臣大藏大臣ト協議シテ旅費額ヲ増加スルコトヲ得

第二十一條 當分ノ内朝鮮、臺灣、樺太又ハ千島在勤二年以上ニシテ退官、退職、休職又ハ非職ト爲リ三十日以内ニ同地出發歸郷スル者ニハ前官又ハ本官相當ノ旅費ヲ支給スルコトヲ得但シ刑事裁判若ハ懲戒處分ニ依リ失官シ若ハ免官セラレ又ハ自己ノ便宜ニ依リ退官若ハ退職シタル者ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ旅費ニ關シテハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム
 在職中死亡シタルトキハ第一項ノ例ニ準シ旅費ニ相當スル金額ヲ遺族ニ支給スルコトヲ得
第二十二條 樺太ニ赴任スル者、千島國幌筵島以北ニ赴任若ハ出張スル者、朝鮮ニ赴任スル者ニシ
 テ江原道、平安南道、平安北道、咸鏡南道、咸鏡北道ニ赴ク者又ハ十一月ヨリ翌年二月ニ至ル期
 間内ニ樺太ニ出張スル者ニハ當分ノ内支度料ヲ支給スルコトヲ得其ノ額ハ所管大臣大藏大臣ト協
 議シテ之ヲ定ム

別表 旅費額

勅任官	親任官	官階	區分		宿泊料一夜ニ付	食卓料 一夜ニ付	移轉料	
			車馬賃	日當一日ニ付				
一、二	一、五 _円	一里ニ付	甲地方	乙地方	甲地方	乙地方	一夜ニ付	移轉料
八	一二 _円	一〇 _円	一八 _円	一五 _円	四、〇 _円	三〇〇 _円 以内		
七	一〇 _円	一二 _円	一〇 _円	一五 _円	三、五	二二〇		

官任判	官任奏	
	六級俸以下	五級俸以上
七五	九	五等以上
二、五	五	六等以下
二、二	四	五等以上
四、五	七	六等以下
四	六	五等以上
二、〇	二、五	六等以下
一〇〇	一五〇	五等以上

備考

- 一、甲地方トハ大藏大臣ノ指定スル地域乙地トハ其ノ他ノ地域ヲ謂フ
- 二、一日中甲地方及乙地方ニ亙ル旅行ニ付テハ出發地用務地又ハ到着地カ甲地方ノ場合ニ於テハ其ノ日ノ日當ハ甲地方ノ定額ニ依リ其ノ他ノ場合ニ於テハ乙地方ノ定額ニ依ル
- 三、鐵道旅行中宿泊スル場合ニ於テハ其ノ日ノ日當ハ甲地方ノ定額、宿泊料ハ乙地方ノ定額ニ依リ水路旅行中宿泊スル場合ニ於テハ其ノ日當ハ甲地方ノ定額ニ依ル
- 四、赴任手當ハ甲地方ノ日當及宿泊料ノ定額ニ依リ之ヲ計算ス

附記

右ノ別表旅費額ハ閣議決定ニヨリ昭和五年七月以降減額ノ上支給サル、コト、ナリ各省ニ於テハ別ニ旅費額ヲ定メ支給シツ、アリ、其ノ減額率ハ各省一定セザルヲ以テ省略シタリ。

第一節 旅費支給の條件

第一條 官吏公務ニ依リ本邦内ヲ旅行スルトキハ本令ニ依リ旅費ヲ支給ス

本條は旅費支給の根本原則を規定したものであつて官吏なること、公務の爲なること、本邦内を旅行した場合なることの三つが最大の要件である。故に公務以外の旅行には適用されないは勿論のこと、又本則に謂ふ本邦内とは内地、臺灣、朝鮮、樺太のみを指すものであつてそれ以外の地域は別の規則に依らねばならぬのである。而して官吏なることは最大要件であるが例外として官吏たらんとする者(第十一條)、官吏たりし者(第十五、十六條)、官吏に準ずる者(第十九條)、官吏の家族

(第二條)に旅費を支給する場合にも亦本則が適用されることとなつてゐる。

第二節 旅費の種類

第二條 旅費ハ鐵道賃、船賃、車馬賃、日當、宿泊料、食卓料、赴任手當、移轉料及家族移轉料ノ九種トス

鐵道賃及船賃ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ從ヒ實際ノ料金ニ依リ、車馬賃日當宿泊料食卓料及移轉料ハ別表ニ掲クル所ニ從ヒ定額ニ依リ之ヲ支給ス
旅費ハ順路ニ依リ之ヲ計算ス但シ公務ノ都合ニ依リテ旅行シ難キ場合ニ於テハ其ノ現ニ經過シタル通路ニ依ル

本條は旅費の種類及其の支給方法の概略を規定されたものである。第一項は條文通りであつて別

に解説を要しないが、第二項中に謂ふ大藏大臣の定むる實際の料金とは即ち第四節に於て示す大正九年大藏省令第十六號に依るのである。又第三項の順路については往々議論も生ずる場合があるやうだから次節に於て之を詳説したいと思ふ。

第三節 旅行の順路に就いて

本旅費規則の上では旅行の場合の順路については具體的に明示されてゐない。即ち何地から何地へ旅行の場合は何鐵道線を経由せよとか又何航路を通れとか或は何々の順序に依つて旅行せよとか規定はされてゐない。併し「旅費ハ順路ニ依リ之ヲ計算ス」と規定されてゐるからには旅行の場合には先づ其の順路を選定しなければならないのである。其の順路は如何にして定めるか、例へば東京から静岡に旅行するとか又は宇都宮に旅行するとかの場合は極めて明瞭である。前者は東海道線を後者は東北本線を経由して旅行する之は順路として誰しも疑はないところであるが、次に東京から大阪に旅行するとか、又青森に旅行する場合になると其の経路が二つ以上あつて疑問が生じてく

る。まづ東京から大阪へ行く場合を見るに、

- (イ) 東京 ————— (東海道線) 大阪 (五五六、四杆)
- (ロ) 東京 ————— (東海道線) 名古屋 (關西線) 大阪 (五四八、一杆)
- (ハ) 東京 ————— (中央線) 名古屋 (東海道線) 大阪 (六〇三、二杆)

此のやうに東京から大阪へ旅行するにいろいろの経路がある。距離の長短を比較して見ると(ロ)の場合が最も近いが途中名古屋と天王寺で乗換を要する。(イ)は(ロ)に比べると八、三杆遠いが途中乗換を要せず簡単に大阪へ直行することができる。(ハ)の場合は非常に迂路である。

次に東京から青森へ行く場合を見るに、

- (ニ) 東京 ————— (東北本線) 青森 (七四〇、〇杆)
- (ホ) 東京 ————— (常盤線經由) 青森 (七五四、四杆)
- (ヘ) 東京 ————— (東北本線) 福島 (奥羽線) 青森 (七六〇、二杆)

前例と同様に距離を比較して見ると(ニ)の場合が最も近く次は(ホ)(ヘ)の順序である。

旅行の順路といふものは距離の長短を主眼として定めなければならぬことは勿論であるが、それ

は絶對的にといふ譯には行かない。旅行の時間、旅行の難易、旅費の多少或は旅行の季節等をも十分斟酌考慮して総合的に選定すべきものである。最少額の旅費で最短時間に簡易に目的地に達することができればそれは理想であるけれども、斯かる理想の場合のみを望むことはなか／＼容易でない。多少の無理が伴ふも旅行の實際に於て己むを得ないことである。故に前述の例に於て東京から大阪へ行く場合の順路は(イ)即ち東海道線によつて直行するが至當であり、東京から青森への場合(ニ)の東北本線を直行すべきである。しかし此の場合出發或は到着時間の關係等から常盤線を経由して青森へ行つたからとてそれは順路として、絶對不可であると否定すべきものでもない。斯かる場合には正當の順路として認めても差支ないと思ふ。(ハ)(ヘ)の場合の如きは前者は東京名古屋間の鐵道が不通であるとか又は、福島青森間(東北本線)が不通であるやうな場合は別として常時に於ては其の不可なること一見明瞭である。

尙鐵道と水路と兩途ある場合とか水路と陸路と兩途ある場合とか、旅行の場所の如何によつては順路の選定に迷ふ場合も往々ある。要するに一方にのみ偏せず可成総合的に考へて選定することが肝要である。常時出張の多い場合とか或は特に複雑した経路で疑問の起り易い場所等に對しては、

各官署に於て豫め内規を設けて置くとか又は出張命令に附記するなど、適當な方法を講ずることも必要であると思ふ。

司法省に於ては内國旅費支給手續といふ規定の中に次の如く規定してゐる。

第三條 通路二線以上ニ涉ル場合ニ於テハ左ノ趣旨ニ依リ路程ヲ定ムヘシ

第一 旅費ノ節約

第二 事務上ノ便宜

之も一般的に充分参考となることである。

第四節 鐵道賃及船賃

第三條 鐵道旅行ニハ鐵道賃、水路旅行ニハ船賃、陸路旅行ニハ車馬賃ヲ支給ス
鐵道及水路旅行ニ依ラサル旅行ハ之ヲ陸路旅行トス

一、鐵道貨

本條に於て鐵道旅行には鐵道貨を支給すと規定し、前條第二項に於ては鐵道貨は大藏大臣の定むる所に従ひ實際の料金に依ると規定されてゐる。ところで大藏大臣の定むる實際の料金とは何を指したるものなるか即ち次に示すところの規定である。

○内國旅費規則第二條ニ依ル鐵道貨船賃計算方

(大正九年)
(大藏省令第十六號)

第一條 鐵道貨ハ左ノ區別ニ從ヒ旅客運賃及急行料金ニ依リ之ヲ計算ス

一、高等官ニ在リテハ一等ノ運賃但シ一等車ノ連結ナキ線路ニ依ル旅行ニ在リテハ二等ノ運賃

二、判任官ニ在リテハ二等ノ運賃但シ特別ノ必要ニ依リ一等車ニ乗車シタル場合ニ於テハ一等ノ運賃

三、運賃ノ等級ヲ二階級ニ區分スルモノニ在リテハ高等官、判任官共上級ノ運賃其ノ等級ヲ設ケサルモノニ在リテハ其ノ乗車ニ要スル運賃

四、八十五斤以上ノ旅行ニ在リテハ普通急行料金但シ急行料金ヲ徴セサル線路ニ依リテ旅行スル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

五、百七十斤以上特別急行列車ニ乗車シタル場合ニ於テハ特別急行料金

六、特別ノ必要ニ依リ普通急行列車又ハ特別急行列車ニ乗車シタル場合ニ於テハ前二號ノ規定ニ拘ラス其ノ乗車ニ要スル急行料金

第二條 船賃ハ旅客運賃(通行税、解船賃、棧橋賃、寢臺料及普通運賃ノ外ニ食費ヲ要)及急行料金ニ依リ鐵道貨ノ例ニ準シ之ヲ計算ス

而して鐵道省線ノ旅客運賃は次に示す規則に依つて算出されたものである。朝鮮總督府及臺灣總督府の鐵道の旅客運賃は距離の遠近に拘らず料對賃率が一定であり、又樺太廳鐵道の旅客運賃は省線

同様遞減法を用ひてゐるが其の賃率は省線とは異なつてゐる。私設鐵道の旅客運賃は鐵道の異なる毎に一様でないから本書に掲記を省略した。鐵道省公認の旅行案内書を参照せられたい。

○旅客及荷物運送規則 (昭和七年六月) 鐵道省告示第一七九號 拔萃

第五十條 鐵道ノ大人三等普通旅客運賃ノ賃率ハ左ノ如シ

八十粒以下ノ粒程	每一粒	一錢五厘六毛
八十粒ヲ超ユル粒程	"	一錢三厘一毛
百六十粒ヲ超ユル粒程	"	一錢六毛
三百粒ヲ超ユル粒程	"	八厘七毛
四百八十粒ヲ超ユル粒程	"	六厘九毛
八百粒ヲ超ユル粒程	"	六厘三毛

第五十一條 鐵道ノ大人三等普通旅客運賃ハ旅客ノ發着區間粒程ヲ賃率ノ異ナル粒程毎ニ區分シ之ヲ各所定ノ賃率ニ乗シ合算シタルモノトス、但シ三粒未滿乗車ノ場合ハ三粒分ノ運賃ヲ收受ス

前項ノ場合ニ於テ合算額ニ錢未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ之ヲ錢位ニ切上ク

第五十二條 鐵道ノ大人二等普通旅客運賃ハ大人三等普通旅客運賃ノ二倍又大人一等普通旅客運賃ハ大人三等旅客運賃ノ三倍トス

第四十九條 小兒旅客運賃ハ割引ノ有無ニ拘ラス大人旅客運賃ノ半額トス、但シ貸切旅客運賃ニ對シテハ之ヲ適用セス

(其他省略)

卷末に附録として掲げた運賃表は右の規則に基づいて作成した粒程對旅客運賃である。該表は何れも同一等級車に引續き乗車の場合の運賃である。等級の異なる列車に交々乗車した場合の運賃は、次の通りにして計算すればよい。但し粒未滿は粒に繰上ぐることに。

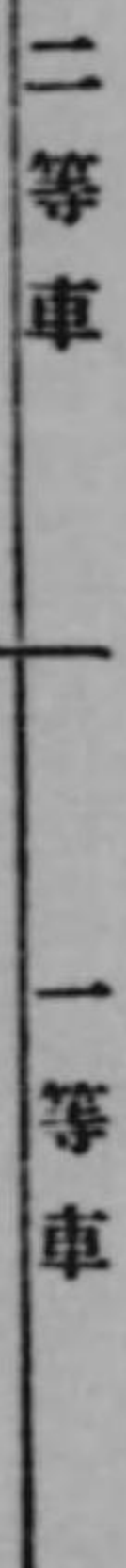
三等車と二等車に乘車した場合

三等車

二等車

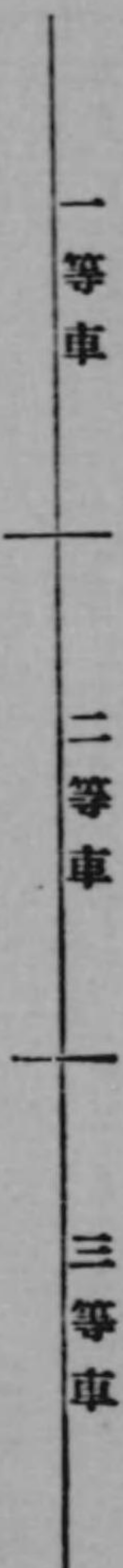
全區間の三等乗車賃と二等車乗車區間の三等乗車賃とを合算す

二等車と一等車に乗車した場合



全區間の二等乗車賃と一等車乗車區間の三等乗車賃とを合算す

一等車と二等車と三等車に乗車した場合



全區間の三等乗車賃と一等車と二等車との乗車區間の三等乗車賃と一等車乗車區間の三等乗車賃の三つを合算す

私設鐵道に連絡する場合には別に加算するものとす

例一、日暮里より常陸太子に至る二三等乗車賃(四圓十四錢)

日暮里	二	等	水	戸	一一五、三	分	計一七〇、九
水戸	三	等	常陸太子		五五、六	分	分

一七一	分	三等乗車賃	二圓四十二
一一六	分	三等乗車賃	一圓七十二
計四圓十四錢			

例二 東京より横須賀に至る一、二等乗車賃(二圓七十二錢)

東京	一	等	大	船	四六、五	分	計六一、四
大船	二	等	横須賀		一五、九	分	分

六三	分	二等乗車賃	一圓九十八
四七	分	三等乗車賃	七十四
計二圓七十二錢			

例三 東京より三重縣三野瀬に至る一、二、三等乗車賃(十五圓四十七錢)

東京	一	等	名古屋	三六六、〇	分	計四六八、四
名古屋	二	等	相可口	一〇二、四	分	
相可口	三	等	三野瀬	六三、四	分	計五三一、八

五三二籽分	三等乗車賃	五圓七十八錢	計十五圓四十七錢
四六九籽分	三等乗車賃	五圓二十九錢	
三六六籽分	三等乗車賃	四圓四十四錢	

二、急行料金

急行料金は鐵道賃の一種であるが、其の支給については實際問題に逢着すると往々迷ふ場合がある。

例一 急行料金を徴する線路と急行料金を徴せざる線路と合して八十五籽以上乗車した場合

例二 出發地は急行停車驛なるも到着地が急行停車驛にあらざる場合、又之と反對の場合及兩地共急行停車驛にあらざる場合

例三 急行料金を徴する甲線より別に急行料金を徴する乙線に乗換へた場合

例四 特別急行列車に乗車の場合

例一の場合に於ては全乗車區間は八十五籽以上あつても、急行料金を徴する線路の部分八十五籽未

滿である場合は之に急行料金を支給するは不可である。

例二の場合に於ては出發地より到着地迄の間に於て、出發地に最近の急行停車驛から到着地に最近の急行停車驛迄の距離八十五籽以上ある場合にのみ急行料金を支給するのが、最合理的の支給方法である。

例三の場合に於ては甲線乙線共に八十五籽以上あるときは急行料金二回分を支給し、何れか一線が八十五籽未滿の場合は急行料金一回分、甲乙兩線共に八十五籽未滿の場合に於ては急行料金支給の途がないものと解すべきである。

例四の特別急行列車は現在のところでは東京下ノ關間に運轉されてゐるのみである。此の區間だけでも特別急行列車があり、而も其の急行料金支給の途が設けられてゐる以上、此の區間の旅行者は當然乗車して差支なきものと解するが妥當である。しかし特別急行列車に乗車し其の急行料金を支給する場合には、他の半面に於て日當及宿泊料の支給につき充分考慮して不合理的にならぬやうにするが肝要である。

三、船 賃

水路旅行の場合に於ける船賃も亦、大藏大臣の定むる所に従ひ實際の料金に依らねばならぬのである。現在では水路交通の機關としての船舶は官營のものでは唯僅かに關釜、關門、宇高、宮殿、青函、稚泊の七箇所に鐵道連絡船があるのみで其の他は民間會社の經營である。故に其の船賃も區々に分れて賃率は一定してゐないから、實際の料金は旅行案内書に記載されてゐるものを見るより外ない。水路は鐵道と異なり季節によつて料金に差のある場合もあるから注意する必要がある。其の他本項は別に解説を要する點もないやうであるが次に示すは司法省、大藏省間の照複である。一般の参考とせられたい。

○内國旅費規則ニヨル船賃支給方ニ關スル件

(司法省ヨリ照會要旨、昭八、七、一九)

船賃支給ノ計算方ニ付テハ大正九年大藏省令第十六號ノ規定スル處ナルモ尙船賃ニシテ一、二、三等ノ外特別一等又ハ一、二、三等ノ内三等ヲ甲乙ニ區分スルモノニ在リテハ高等官、判任官ニハ如何ナル船賃ヲ支給スヘキヤ

右に對し大藏省よりの回答要旨

右ハ内國航路ノ船舶ニ限リ特別一等ハ之ヲ一等トシ高等官ハ兩種一等ノ中、判任官ハ二等ノ中、上級ノ運賃ハ實際ニ於テ乗船シ且右ノ乗船カ當該事情ニ鑑ミ適當ト認メラル、場合ニ於テハ之ヲ支給相成可然

第五節 電車自動車飛行機に依る旅行
に就いて

本旅費規則の制定せられた明治四十三年頃の交通状態は今日に比し極めて幼稚なものであつた。

當時に於ては大都市に於てのみ僅かに電車が運轉せられ市内の交通機關として存在したに過ぎなかつた。自動車の發達も其の後のことであり又飛行機が今日交通上の一重要機關になるなどのことは夢想だもしなかつたことであらう。故に本旅費規則には「鐵道及水路旅行ニ依ラサル旅行ハ之ヲ陸路旅行トス」又「陸路旅行ニハ車馬賃ヲ支給ス」と極めて簡単に片付けて其の他の交通機關たる電車自動車及飛行機に依る旅行については何等の規定も設けられてゐない。然るに今日の如く津々浦々の果に至るまで電車及自動車が普及され、飛行機亦交通機關として急足の進歩發達をなしつつある場合に於ては、規則の上には定められてゐないにしても車馬賃は其の實費を支給するといふ趣旨の上から見て、電車賃も自動車賃も共に車馬賃の定額に比し甚だしく超過せざる限り各其の名の下に支給して差支ないものと解すべきである。電車が通じ或は自動車の便があるにも拘らず規定の上になきの故を以て、態々之に車馬賃の定額を支給するが如きは却つて其の妥當を缺くものである。飛行機の料金の如きも公務の都合上實際搭乘した場合には是亦當然支給すべきである。尙次に示す通牒及照複を見れば自ら了解せらるゝことと思ふ。

○自動車賃實費支給ノ件

(司法省ニテ管内へ通牒要旨、昭五、一、一四)

軌道未設地ハ定額ノ範圍内ニ於テ乗合自動車賃ヲ又軌道既設地ハ特殊ノ事情ナキ限り乗合自動車ヲ利用スルト否トニ係ラス比較的低廉ナル軌道賃ヲ支給スルコトニ御取扱相成度

○軌道又ハ自動車ニ依リ旅行シタル場合ノ日當支給方ニ關スル件

(司法省ニテ管内へ通牒要旨、昭五、九、一二)

自今軌道又ハ自動車ニ依ル行程四十八軒若ハ十二里未滿ノ旅行ニ在リテハ公務ノ都合ニ依リ宿泊シタル場合ヲ除クノ外其ノ日當ハ定額ノ半額ヲ支給相成度尙一旅行ニシテ陸路、鐵道又ハ水路ニ亙ルトキハ鐵道ハ十三軒、水路ハ五海里、軌道ニ依ル陸路ハ八軒、自動車ニ依ル陸路ハ二里ヲ以

テ陸路一里トシ換算スルモノト了解相成度

○飛行機ニ依リ旅行シタル者ニ對スル旅費支給方ニ關スル件

(逓信省ヨリ照會要旨、昭四、一一、一八)

職務上ノ必要ニ依リ飛行機ニ依リ旅行シタル者有之候處斯ル場合ニ於ケル旅費支給方不明ニ付御指示相煩度

右に對し大藏省より回答要旨

右ハ現行旅費規則ニ於テ豫想セサル所ナルヲ以テ明瞭ナル規定ヲ設クル爲同規則改正方目下考究中ニ屬スルモ差當リ各旅費規則ノ定ムル車馬賃ニ關スル規定ヲ適用シ飛行機搭乘ニ要スル賃金ノ實費ヲ支給シ、宿泊料ニ付テハ水路旅行ノ場合ニ於ケル食卓料トノ權衡モ有之候ニ付各定額ノ範圍内ニ於テ相當減額支給スルコト、致度

第六節 宿泊料及日當

第四條 宿泊料ハ夜數ニ應シ日當ハ日數ニ應シテ之ヲ支給ス

水路旅行ニハ宿泊料ヲ支給セス但シ官用ノ船舶ニ依リテ旅行スル場合ニ於テ官ヨリ賄ヲ爲ササルトキハ食卓料ヲ支給ス

本條に謂ふ宿泊とは必ずしも旅館に泊るといふことではない。夜行の汽車中で夜を過しても或は船舶中で過しても宿泊である。又都合に依つて親戚知己の宅に泊つてもそれは本人の自由である。従つて宿泊料も實際に於ては支拂ふと否とは問ふところでない。旅行中宿泊すべき夜數に應じて定額の宿泊料を支給さるゝのである。日當を支給する日數も一日間の時間數に制限はない。午後九時或は十時頃から夜行列車で出發しても其の當日は一日と看做すのである。又旅行を終へて夜行列車で早朝歸着したやうな場合も其の歸着當日は一日と看做すのである。

水路旅行の場合には宿泊料をしない規定となつてゐる。何故となれば水路旅行に於ける船賃といふものは普通の場合乗船料と乗船中の所要賄料とが合算されてゐるものであつて、乗船中は別に賄料を要しないからである。但し規定にある通り官用の船舶に乗船した場合に於て官より賄をしない時は食卓料を支給することができるのである。水路旅行でも次の如き例外の場合もある。下ノ關、釜山間を航行する鐵道省直營の關釜連絡船、青森、函館間の青函連絡船、稚内、大泊間の稚泊連絡船の如きは比較的長時間を要し又夜間航行する場合があるけれども、連絡船では賄を給しないこととなつてゐるから斯る船舶で宿泊したやうな場合は、鐵道旅行の場合に準じ定額の宿泊料を支給すべきである。

第七節 旅行の行程に就いて

第五條 旅費ノ支給ニ關シテハ旅行日數ハ出張地ニ於ケル滞在日數及途中己ムヲ得サ

ル事由ノ爲要シタル日數ヲ除クノ外鐵道旅行ハ三百三十軒、水路旅行ハ百海里、陸路旅行ハ十二里ニ付一日ノ割合ヲ以テ通算シタル日數ヲ超過スルコトヲ得ス但シ一日未滿ノ端數ハ之ヲ一日トス

本條の規定は旅行の場合に於ける一日の行程についての制限である。鐵道旅行に於ては三百三十軒を以て一日間の行程と定められてゐる。此の制限は一日間の行程としての最小限度を示したものであつて之以上の距離を旅行してはならぬといふのではない。例へば千九百八十軒の場所へ旅行する場合は途中に於て用務なき限りは $1980 + 330 = 2310$ 即ち六日以内に到着を要するのであつて、之を七日以上もかゝつて行くといふことは規定の制限に反することとなるのである。今日の如き所謂スビート時代に於ては實際六日間も要するやうなことはないから、三日間で旅行しても或は四日間で旅行し終へてもそれは本人の自由である。同一距離でも出發地や到着地の異なるによつて必ずしも一定することはできない。又單身旅行する場合と家族を多數伴つて赴任旅行をするやうな場合は、自ら其の趣を異にするものであるから多少の差あるを免れないのである。今日では次の例に示す通

り長距離でも極めて短時日間に旅行し得る状態であるから、経費其の他の都合に依つて豫め日数を制限される場合もある。故に一日の行程三百三十軒といふ制限も殆ど有名無實である。従つて旅行者としても規定のみを楯に主張することはできない。尙鐵道旅行中に疲労の爲途中下車して休息又は宿泊することがあつても、それは公務上の用務地ではないから、車中にあつたものと看做すのである。

水路旅行の場合の制限も、又陸路旅行の場合の制限も共に鐵道旅行の場合と同意義に解すべきである。但し北海道或は樺太等の奥地に於て全然車馬の便なき地方を旅行する場合は、一日十二里の割合を以て旅行することは不可能である。斯る場合は例外で特別に理由のあることであるから一日の行程十二里以下で計算しても一向差支ないことであらう。

例一

北海道の東端根室から九州の南端鹿兒島までは鐵道二八二二、七軒 水路一七五軒といふ長距離である。内地旅行中直行としては最長の部類であらうと思ふ。今此の兩地間を全部鐵道旅行と看做

し一日三百三十軒の行程の割合で旅行すると十日間の日数が許されるのである。然るに實際の旅行になると根室を一日の午後三時に出發して、四日の午後四時五十三分に鹿兒島に到着することができる。(昭十一、十一現在)、勿論できるだけ急行列車を利用しての結果であるが滿三晝夜で足りるのである。尤も斯る長距離を晝夜兼行で旅行を續けることは困難である。寢臺車を利用するにしても疲労は免れない事實である。故に途中二、三回下車して休息或は宿泊しても十日間といふ日数は長すぎるの感がある。

例二

東京、下ノ關間の距離は一〇九七、一軒である。此の兩地間を普通急行列車は二十時間半、最大急行列車は十八時間半で到着する。何れにしても一晝夜足らずである。途中一回下車宿泊しても二日あれば到着できる。之を一日の行程三百三十軒の割合から見ると四日の行程である。

第八節 赴任手當及家族移轉料

第六條 赴任ノ場合ニ於テハ別ニ日當五日分宿泊料五夜分ニ相當スル赴任手當、移轉料及家族移轉料ヲ支給ス

家族移轉料ハ家族一人毎ニ舊任地又ハ本人居住地ヨリ新任地ニ至ル本人相當ノ鐵道賃船賃車馬賃日當宿泊料食卓料ノ全額及赴任手當ノ三分ノ二ニ該當スル金額トス但シ十二歳未滿ノ家族ニ付テハ其ノ半額トス

家族ノ數三人ヲ超過スルトキハ其ノ超過スル者ニ付支給スル家族移轉料ハ前項ノ規定ニ依ル給額ノ半額トス

赴任者赴任後一年內ニ其ノ家族故ナクシテ新任地ニ移轉セザルトキハ家族移轉料ヲ支給セス

本條に於ける家族とは民法上に於ける戸主、家族と稱する如き嚴格な意義の家族の謂ひではない。單に官吏たる本人を基とし其の本人を世帯主として構成する同居者と解すべきである。故に常に官吏たる本人に伴はれて生活してゐる者でなくてはならない。而して其の本人との身分關係については何等言及されてはゐないが、本人と同一戸籍内にある者と解するが穩當であらう。彼の親戚或は知己にて寄食してゐる者とか或は僕婢の如きは家族と看做すことはできない。次に掲げた大藏省及司法省の取扱規定は此の點を解する良參考である。

○大藏省所管旅費支給規則 拔萃

第十三條ノ二 家族移轉料ヲ支給スル場合ニ於ケル家族トハ本人ト同一戸籍内ニアリテ同居スル親族ヲ謂フ（文部省モ同様）

○司法省内國旅費支給手續 抜萃

第四條ノ三 家族移轉料ハ本人ト同一戸籍内ニ在リテ本人カ携行スルコトヲ要スル家族ニ付之ヲ支給ス

家族移轉料の支給につき大藏省より指示ありたるものを参考の爲次に掲記す。

○家族移轉料ニ關スル件

(農商務省ヨリ照會要旨、大一〇、七、二八)

一、夫ノ赴任後其妻出産シテ一ケ年以内ニ嬰兒ヲ伴ヒ夫ノ任地ニ移轉シタル場合ニ嬰兒ニ對スル家族移轉料ハ支給差支ナキヤ

二、甲地ヨリ乙地ニ移轉シタル者赴任後一ケ年内ニ甲地ヨリ妻ヲ娶リ任地ニ呼寄せタル場合ニ妻ノ移轉料ヲ支給シ得ルヤ

右に對し大藏省より回答要旨

右ハ支給シ得サル儀ト御了知相成度

○同 上 件

(内務省ヨリ照會要旨、大一〇、五、一〇)

一、甲地ヨリ乙地へ赴任シ更ニ丙地へ赴任セル者ノ家族カ甲地ヨリ丙地へ移轉ノトキ家族移轉料ハ甲地丙地間ノ額ヲ支給スヘキヤ

二、前號ノ場合家族移轉料ヲ支給スヘキ家族ハ何時ノ現在員ニ依ルヘキヤ

三、家族カ赴任者ト同時ニ新任地へ移轉スル場合又ハ家族ナキ赴任者カ赴任ノ場合ニ於テ轉任辭令發令ノトキ若クハ新タニ任用ノ爲召喚セラル、者其ノ通知ヲ受ケタルトキヨリ赴任旅行ヲ終

ル直前迄ニ家族トナリタル者ニモ家族移轉料ヲ支給スヘキヤ
 四、第一號ノ場合ニ於テ内國旅費規則第六條第四項ノ所謂一年ハ何時ヨリ起算スヘキヤ
 右に對シ大藏省より回答要旨

一、丙地へ赴任ノ場合ニ於テ舊任地以外ノ甲地ニ滞在スル家族ノ移轉料ハ旅費規則第十條ノ二ノ規定ニ準シ支給スルヲ原則トス但シ家族カ本人ノ甲地出發ノ翌日ヨリ起算シ一年内ニ甲地ヨリ新任地タル丙地ニ移轉スルトキハ旅費規則カ家族移轉料ヲ支給スルノ精神ニ鑑ミ恰モ本人カ甲地ヨリ直ニ丙地ニ赴任シタル場合ト同様ニ甲地丙地間ノ額ヲ支給スヘキモノト解釋スルヲ穩當トス

二、本人甲地出發ノ日ニ於ケル現在ニ依ル但シ本人乙地出發前新ニ家族トナリタル者ニハ内國旅費規則第十條ノ二ノ規定ニ依リ支給ス

三、執レモ本人出發ノ日ノ現在ニ依ル

四、第一項本文ノ場合ニ於テハ乙地出發ノ日ノ翌日ヨリ又但書ノ場合ニ於テハ甲地出發ノ日ノ翌日ヨリ起算スルモノトス

○赴任旅費計算例

本人 判任五級俸 某
 家族 五人

妻、長男(十五)、長女(十三)、二男(八)、母

内務省在勤ヨリ北海道廳へ轉任

一、本人ノ分

イ、東京ヨリ札幌ニ至ル旅費(二等汽車賃、同急行料金、同船賃、日當四日分、宿泊料三夜分)

ロ、赴任手當(日當五日分、宿泊料五夜分)

ハ、移轉料(規定額)

二、家族ノ分(家族移轉料)

イ、東京ヨリ札幌ニ至ル旅費(本人ト同額ニテ妻長男長女ノ三人分)

同 本人ノ二分ノ一額(母ノ分)

同 本人ノ四分ノ一額(二男ノ分)

ロ、本人赴任手當ノ三分ノ二ノ割合ニヨル三人分額(妻、長男、長女)

同 三分ノ二ノ二分ノ一額(母ノ分)

同 三分ノ二ノ四分ノ一額(二男ノ分)

合計

第九節 減額旅費

一、船賃及車馬賃不給の場合

第七條 官用ノ船、車、馬等ニ依リテ旅行スルトキハ鐵道賃、船賃、車馬賃ヲ支給

セズ

本條は條文通り官用の船車馬に依つて旅行したる特別の場合に於ける旅費不給の規定である、但し此の場合日當及宿泊料(水路の場合は不給)は當然支給さるゝものと解すべきである。近頃多くの官廳に於て其の應用として常置されてゐる自動車で旅行した場合の如きも同様である。

二、日當半減の場合

第八條 陸路六里未滿、鐵道七十八軒未滿、水路三十海里未滿ノ旅行ニ在リテハ公務ノ都合ニ依リ宿泊シタル場合ヲ除クノ外其ノ支給スヘキ日當ハ定額ノ半額トス
一旅行ニシテ陸路、鐵道又ハ水路ニ亘ルトキハ鐵道ハ十三軒水路ハ五海里ヲ以テ陸路一里ト看做シ前項ノ規定ヲ準用ス

本條の規定は近距離内を旅行する場合所謂日歸り旅行の場合に於ける日當支給の制限である。例へば東京在勤の官吏が公務の爲埼玉縣廳へ出張を命ぜられ、單に一日間で用務を終へ歸廳した場合の如き、東京、浦和間は二四・一杆、上野、浦和間は二〇・一杆であるから東京上野何れの驛から乗車しても其の往復七八杆には達しない。従つて此の日の日當は定額の半額を支給することとなるのである。併し之が公務の都合で浦和に宿泊して翌日歸廳したやうな場合は、即ち二日以上の旅行であるから斯る減額をうけることはない。

又東京在勤の官吏神奈川縣國府津所在の官廳に轉任を命ぜられた場合の如き、東京、國府津間七七・七杆で僅か〇・三杆の差ではあるが規定の七八杆に達しない。故に此の赴任旅費に於ける日當は定額の半額である。

以上は鐵道旅行の場合の一例であるが陸路旅行の場合、水路旅行の場合共に同様に解すべきである。

本條第二項は鐵道及水路を陸路に換算する場合の標準である。旅行の實際に於ては鐵道水路陸路等いろいろの經路に依らねばならぬ場合がありがちである。斯かる場合に旅費の計算上何れかに換

算の必要が生ずることが往々ある。其の場合は此の標準に従ふのである。

三、在勤廳所在地の市町村内出張旅費

第九條 在勤廳所在地ノ市町村内ノ出張ニシテ遠距離ニ涉ルトキハ定額半額以内ノ日當ヲ支給スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ特別ノ事情アルトキハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ別ニ必要ナル費用ヲ支給スルコトヲ得

第九條ノ二 前條第二項ノ規定ハ在勤廳所在地ノ市町村内ノ出張ニシテ遠距離ニ涉ラサル場合又ハ在勤廳所在地外ノ市町村内ヲ旅行シタル場合ニ之ヲ準用ス

第八條は近距離内旅行の場合に於ける日當半減の規定であつた。本二ヶ條も要するに第八條の規

定と同様趣旨の下に定められたものである。在勤廳所在地の市町村内の出張は概ね近距離の出張である。極めて簡便に所謂日歸り旅であり腰辨當式で出かけることができるわけである。斯かる場合に一々定額の日當を支給するといふことは公務の爲とはいへ其の必要もない。然し市町村の大きさは一定でなく北海道乃至樺太朝鮮等の中には一市町村で府縣の數郡にも匹敵する廣袤な所も少なくない。それらの市町村も同一視するは苛酷である。故に斯かる場合を考慮して、同一市町村でも遠距離に涉る場合は定額の半額以内の日當を支給することができるやう途を開かれたものである。遠距離の標準については本條に於て規定されてゐないから認定によるより外ないわけであるが、之については各省の旅費規定に於て夫々定められてゐる。

又右の場合に於て土地の状況とか或は職務の性質上とか種々特別な事情の存する場合もある。斯かる場合には所管大臣は大藏大臣と協議の上で日當以外の必要な費用、例へば里數に應じて車馬賃を支給するとか或は距離の遠近を區別して日當額にも等差を設けるとかできるのである。而して右は在勤廳所在地の市町村内で近距離の場合でも又在勤廳所在地外の市町村内の旅行、例へば隣接の市町村内とか出張先に於ける市町村内とかを旅行する場合にも準用することができるのである。

次に掲ぐるは在勤廳所在地の市町村内の出張に對する各省の規定と、疑義の點に關し大藏省との照復である参照せられたい。

○大藏省所管旅費支給規則 拔萃

第十條 在勤廳所在地ノ市町村内ノ出張ニシテ其ノ行程二里以上ニ涉ルトキハ定額ノ三分ノ一額ニ相當スル日當ヲ其ノ四里以上ニ涉ルトキハ定額ノ半額ニ相當スル日當ヲ支給ス
前項ノ場合ニ於テ公務ノ都合ニ依リ宿泊ヲ要シタルトキハ宿泊料ヲ支給ス（内務、司法、文部の各省も同様規定す）

第十條ノ二 在勤廳所在地又ハ在勤廳所在地外ノ市町村内ニ於テ陸路三里鐵道二十四哩水路十五海里以外ノ地ニ出張スルトキハ内國旅費規則ニ依ル鐵道賃、船賃、車馬賃ヲ支給スルコトヲ得
交通不便其ノ他ノ事由ニ因リ特ニ多額ノ船車馬賃ヲ要シタルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス其ノ實

費ヲ支給スルコトヲ得(司法、文部の各省も同様規定す)

○司法省所管内國旅費規則 拔萃

第六條ノ二 在勤廳所在地ノ市町村内ノ出張ニシテ其ノ行程二里以上ニ涉リ公務ノ都合ニ依リ宿泊ヲ要シタルトキハ定額三分ノ一ノ日當ト定額ノ宿泊料ヲ行程四里以上ニ涉リ同上宿泊ヲ要シタルトキハ定額二分ノ一ノ日當ト定額ノ宿泊料ヲ支給ス

第六條ノ四 在勤廳所在地ノ市町村ノ出張ニシテ遠距離ニ涉ラサル場合ニ於テ引續キ六時間以上臨檢々查ノ事務ニ從事スルトキハ定額三分ノ一ノ日當ヲ引續キ九時間以上從事スルトキハ定額二分ノ一額ノ日當ヲ支給スルコトヲ得(内務、外務、大藏、文部、拓務の各省に於ては五時間以上、八時間以上と區分して略同様に規定す)

第十二條 在勤廳所在地ニ接續スル市區町村又ハ其ノ一部ニシテ所在地ニ準スルヲ適當ト認ムル区域内ノ出張ニ付テハ仕拂命令官ハ在勤廳所在地ノ例ニ依リ旅費ヲ支給スルコトヲ得

文部省に於ては右の距離に依る場合及執務時間の割合に依る場合に對し更に「官用ノ船車馬ニ依リ出張スルトキハ之ニ支給スヘキ日當ハ更ニ其ノ半額トス」と規定す。

○在勤廳所在地ノ市町村内ノ出張旅費支給ノ件

(司法省ヨリ照會要旨、大一四、四、二)

在勤廳所在地ノ市町村内ニシテ遠距離ニ涉ラサル地ニ出張シ引續キ臨檢々查ノ事務ニ從事中二日ニ涉リ偶六時間以上ニ達シタル場合ニ於テ其ノ日當ハ御協定濟日當ノ一日分ヲ支給スヘキヤ將タ二日分ヲ支給スヘキ儀ナルヤ

右に對シ大藏省ヨリ回答要旨

右ハ兩日ノ各從業時間カ六時間以上ニ達シタル場合ニ於テハ二日分ヲ支給シ其ノ他ハ一日分ヲ支給シ可然

○同上件

(司法省ヨリ照會要旨、大一四、九、二五)

在勤廳所在地ノ市町村内ニシテ遠距離ニ涉ラサル地ニ出張シ引續キ臨檢々查事務ニ從事中二日ニ涉リ九時間以上ニ達シタル場合ハ日當一日分支給スヘキ筋合ニ候處右ハ前後兩日中何レノ日ノ日當トシテ支給スヘキモノナルヤ若シ翌日ニ屬スルモノトセハ同日一旦歸廳シ更ニ在勤廳所在地外ヘ出張シタル場合右二個ノ旅行ニ對スル日當如何ニ支給スヘキヤ又前日分トシテ支給スルモ前同様ノ場合生スヘク御意見承知致度

右に對し大藏省より回答要旨

右ハ一日分ヲ支給スヘキ場合ニ於テハ用務地ニ到着シタル日ニ屬スル旅費トシテ御取扱相成同日中旅費ノ支給額ヲ異ニスル二回以上ノ出張ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ多キ額ヲ支給相成可然

○内國旅費規則第九條第二項ノ特例ニ關スル件

(大藏次官通牒、昭七、一〇、二八)

今回東京市域擴張ニ伴ヒ從來在勤廳所在地外出張旅費ノ支給ヲ爲シタル編入町村相互間又ハ之等町村ト舊東京市相互間ノ出張ハ何レモ在勤廳所在地内ノ出張トシテ内國旅費規則第九條第一項ニ依リ概シテ定額二分ノ一日當ノミヲ支給スルニ止マリ従前ノ如ク鐵道賃船賃車馬賃ノ支給ヲ爲シ得サル場合ヲ生シ又新ニ東京市域ニ編入セラレタル町村ニ於ケル交通機關未整備ノ現況等ニ依リ前記日當ノミニテハ旅費支給上實情ニ添ハサルモノアルヲ以テ當分ノ内暫定的ニ之カ緩和ヲ圖ル爲前記東京市内ノ出張ニシテ定額日當四分ノ一額ニ相當スル金額カ鐵道賃、船賃、車馬賃ノ實費ヲ支辨シ難キトキハ其ノ不足額ヲ補給スル趣旨ヲ以テ當該不足額ニ相當スル金額ヲ内國旅費規則第九條第二項ニ依リ支給スルノ特例ヲ認ムルコトニ致シ度候條必要ニ應シ貴省大臣ヨリ當省大

臣ニ御協議相成候様致度此段及通牒候也

尙本件ハ既定豫算内支辨ノ儀ナルハ勿論旅費等減額ニ關スル閣議決定ハ當然之カ適用アリ又本文
中車馬賃ノ實費トアルハ軌道、乗合自動車ノ便アルモノニ付テハ當該軌道賃、乗合自動車賃ノ實
費ノ儀ニ付此段申添候

○在勤廳所在地市町村内ノ出張ニシテ其ノ行程ノ一部ヲ官用ノ

船車馬ニ依リタル場合ニ於ケル旅費支給方ノ件

大藏省ヨリ通牒(昭七、一一、二二)

在勤廳所在地市町村内ノ出張ニシテ遠距離又ハ長時間ニ涉リタルトキハ各省トモ大體ニ於テ定額
日當ノ二分ノ一又ハ三分ノ一額ニ相當スル額ヲ支給シ又官用ノ船車馬ニ依リタルトキハ其ノ半額
ヲ支給スルコト、相成居候處今般司法省ヨリ其ノ行程ノ一部ヲ官用ノ船車馬ニ依リタル場合ニ於

ケル旅費支給方ニ關シ協議有之右ノ場合ニ於テハ全行程ニ對スル官用ノ船車馬ニ依リタル部分ノ
割合ニ應シ前記官用ノ船車馬ニ依ラサル場合ノ定額日當ヲ減額シタル額ヲ支給スルコト、相成候
條貴省所管ニ於テモ可成右ノ方法ニ依リ實行相成度

第十節 滞在地よりの旅費及新任者に 對する旅費

一、滞在地よりの旅費

第十條 私事ノ爲任地又ハ居住地以外ニ滞在スル者轉任ヲ命セラレ又ハ新ニ任用セラ
レ滞在地ヨリ赴任スル場合ニ於テハ滞在地ヨリ新任地ニ至ル旅費額カ舊任地又ハ居
住地ヨリ新任地ニ至ル旅費額ヨリ多キトキハ舊任地又ハ居住地ヨリ新任地ニ至ル旅
費ヲ支給ス

前項ノ規定ハ私事ノ爲任地以外ニ滞在スル者滞在地ヨリ旅行スル場合ニ之ヲ準用ス

第十條ノ二 前項第一項ノ規定ハ舊任地又ハ本人ノ居住地以外ヨリ新任地ニ移轉スル家族ニ付支給スル家族移轉料ニ之ヲ準用ス

右二ヶ條の規定は官吏が私事の爲其の任地以外の場所に滞在中或は新に任用せられんとする者が其の居住地以外の場所に在る場合に於て、前者は轉任又は出張を命ぜられ後者は新に任用せらるゝ等のことあつた場合の旅費支給についての制限である。而して斯かる場合の生ずるは私事の爲任地又は新任地以外に在るときに限らるゝのである。何となれば官吏が公務の爲任地以外に在る場合は即ち出張中の場合であつて、其の出張中に若し轉任を命ぜらるゝやうなことのあつた場合は其の官吏は直ちに一旦歸任して改めて新任地に赴くが順序である。又出張中の官吏が更に出張を命ぜらるゝことは前の出張の追加であるから本條適用の場合ではないのである。今之を例示すれば次の通りである。

東京市在勤の官吏甲、乙二人あり共に展墓の爲又は其の他私事の都合で熊本市へ歸省滞在中、甲は島根縣へ轉任を命ぜられ、乙は新潟縣へ轉任を命ぜられ共に滞在地即ち熊本市より直接新任地に赴きたる場合に於て、甲に對しては熊本、松江間の旅費を支給し乙に對しては東京、新潟間の旅費を支給するのである。前者の場合は滞在地より新任地迄の旅費額が舊任地より新任地までの旅費額より少額なるが故に滞在地よりの旅費を支給し、後者の場合は舊任地より新任地迄の旅費額が滞在地より新任地迄の旅費額より少額なるが故に舊任地よりの旅費を支給するのである。前記は出張の場合に於ても同様である。

二、新任者に對する旅費

第十一條 新ニ任用スル爲召喚セラレタル者ニハ官吏赴任ノ例ニ準シ新官相當ノ旅費ヲ支給ス

新に官吏を任用する場合に其の任用辭令を本人に送達して赴任せしむる場合と、辭令交付の爲一

且當該官廳へ召喚する場合とある。本條は其の後者の場合の旅費支給に就いての規定である例へば秋田市居住の者東京市所在の官廳に任用せらるゝこととなり、當該官廳より召喚をうけ出頭して辭令の交付をうけ就任した場合、該官吏は官吏赴任の例に準じて秋田市より東京迄の新官相當の旅費（家族ある時は家族移轉料も共に）を支給せらるゝのである。但し當該官廳に於ける豫算其の他の關係によつて規定の旅費額より減額して支給さるゝこともある。斯かる場合は多くは豫め内示される例となつてゐる。任用辭令の交付をうけて初めて官吏の位置を得るものなるに、辭令交付前に遡つて官吏同様の旅費を支給するは國家が官吏に對する一の優遇法である。

○呼出ノ際日當支給方

（明治二十年四月三十日
大藏省總務局長通牒）

轉任又ハ新任ノ爲他所ヨリ呼出ノ際其ノ採用廳へ到達スルモ休暇又ハ其ノ廳ノ都合ニヨリ即日辭令書ヲ交付セサルトキハ交付ノ當日迄ハ内國旅費規則ニヨリ日當支給スヘキノ處從來辭令交付ノ前日迄支給ノ向モ有之候ニ付二十年度以降ハ總テ當日マテ支給ノ儀ト心得ラルヘシ

第十一節 車馬賃及旅費の區分計算に就いて

一、車馬賃に就いて

第十二條 特別ノ事情ニ依リ定額ノ車馬賃ヲ以テ其ノ實費ヲ支辨シ難キ場合ニ於テハ實費額ヲ支給スルコトヲ得

第十三條 車馬賃ハ其ノ路程ヲ合算シテ之ヲ支給ス但シ定額ヲ異ニスルモノニ付テハ各別ニ之ヲ通算ス通算上一里未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ切捨トス

特別の事情とは所謂文字通り特別の事情であつて、斯くくの場合と一々明示することはできない。暴風雨或は其の他天災の爲め交通に異狀を生じた場合とか、或は山間僻地で通路不完全の爲とか、或は用務の都合で眞夜車馬で旅行したとかの場合を指すものであらう。要するに定額の車馬賃

の範囲内では到底旅行することのできなかつた場合である。斯かる場合には旅行の途次當該地の地方官廳又は市町村長より事實存在の證明をうけ、實費請求の場合に之を提示すればよいのである。

路程の合算とは一旅行中車馬によりたる場合の路程を該旅行の完結した時合計することである。

故に一里未滿の端數路程でも之を合算の結果一里以上に達すれば車馬賃を支給するのである。

旅費の定額を異にする場合とは内地旅行と殖民地旅行と連続した場合、或は判任官が旅行中高等官に昇進した場合、或は一旅行中途中より用務を異にしたる爲定額の異つた場合等を指すものである。

又鐵道旅行及水路旅行に於ては出發點、到着點共に明瞭であるから其の行程の算定は極めて容易であるが、陸路旅行の場合は其の算定に迷ふことが往々ある。次に掲ぐる大藏省の規定其他を参照して了解せられたい。

○大藏省所管旅費支給規則 拔萃

第十四條 旅費支給上路程ノ計算ニ付テハ鐵道ハ鐵道官廳調、水路ハ水路部調、陸路ハ最近刊行

ノ郵便線路圖ニ據リ計算スヘシ

前項ニ據リ難キ場合ハ地方官廳若ハ市町村長ノ證明スル處ニ據ルヘシ

第十四條ノ二 路程ノ計算ニ付テハ郵便線路圖ニ示ス各市町村内ノ郵便局ヲ以テ其ノ起點トス若

シ其ノ郵便局ニ依リ難キ場合ニ於テハ地方官廳又ハ市町村長ノ證明スル元標又ハ之ニ準スルモノヲ以テ其ノ起點トス

鐵道旅行又ハ水路旅行ノ場合ニハ前項市町村ニ於ケル起點及停車場又ハ波止場間ノ里程ハ陸路旅行ノ旅程ニ算入ス(司法省に於ける規定も略同様なり)

○内國旅費規則陸路算定方ニ關スル件

大藏省ヨリ通牒(昭八、五、一)

陸路ハ原則トシテ最近刊行ノ郵便線路圖ニ依ルコトニ各省トモ一定シアル處今回刊行セラレタル

郵便線路圖ハ「メートル」制ヲ採用シアル結果内國旅費規則運用上ノ便ヲ圖ル爲陸路ノ計算ニ付テハ當分ノ中昭和五年刊行ノ郵便線路圖ニ依ルコト、シ之ニ依リ難キモノハ最近刊行ノ郵便線路圖（四杆ヲ一里トス）ニ依ルコトニ致シ候條經省議此段及通牒候
追テ右郵便線路圖ニ依リ難キ場合ハ從來ノ如ク地方官廳若ハ市町村長ノ證明スル處ニ依ルハ勿論ノ儀ニ付爲念申添候

○司法省内國旅費支給手續 拔萃

第七條 内國旅費規則第十二條ニ依リ實費拂ノ請求ヲ爲サントスル場合ニ於テハ旅行日記ニ其ノ事由ヲ記載シ不足額ヲ證明スルニ足ルヘキ書類ヲ之ニ添付スヘシ

二、旅費の區分計算に就いて

第十四條 年度又ハ日ニ依リテ旅費ヲ區分計算スルノ必要アル場合ニ於テ其ノ區分判明ナラサルトキハ最近ノ到着地ニ着シタル日ヲ以テ其ノ路程ヲ區別シ計算ス

旅費を區分計算するに二つの場合がある。一は年度に依つて區分計算する場合、一は日に依つて區分計算する場合である。前者の場合は會計年度の替り目即ち三月から四月に跨つて旅行したやうなときである。此の場合に於て年度末たる三月三十一日に或地に到着若は滞在中なることが明瞭ならば疑問の生ずることはないが、航海中であるとか或は長途に渉る鐵道旅行で進行中の車中にあるやうな場合には、其の所在の位置が不明瞭であつて何處を舊年度の旅行の終點地とすべきか、又何處を新年度の旅行の始點地とすべきか其の區分を決しかねる場合がある。本條は斯かる場合を如何に取扱ふかの規定である。

例へば臺灣への旅行に於て、三月二十六日札幌を出發三十日神戸で乗船四月二日基隆に到着したものとす。此の場合年度末たる三月三十一日は航海中であるため何れの地點に在つたものとも限定しがたい、故に斯かる場合即ち其の區分判明を缺く場合には「最近ノ到着地ニ着シタル日」基隆

に到着した四月二日を以て路程を区分し、四月二日までは舊年度の経費で旅費を支給、四月三日以後は翌新年度の経費で旅費を支給するやう区分するのである。後者の日に依つて区分計算する場合とは、旅行中官階に變更を生じた場合、或は甲廳の官吏が乙廳へ轉任を命ぜられたやうな場合である。斯かる場合はすべて發令の翌日を以て区分計算するのである。

次に記すのは本規定の疑義に對し大藏省の回答である。

○赴任旅費年度区分ノ件

(内務省ヨリ照會要旨、昭二、四、一一)

兩年度ニ跨リテ赴任旅行ヲ爲シタル場合ノ赴任手當、移轉料及家族移轉料ハ新舊何レノ年度所屬トスヘキヤ

右に對し大藏省より回答要旨

右ハ赴任手當ハ後年度、移轉料ハ前年度、家族移轉料ハ其ノ構成スル内容ニ付本人ニ對スル各種

旅費ノ年度區分ト同様ノ方法ニ依リ區分セラレ可然

○官吏赴任ノ途中官階ニ變更ヲ生シタル場合ニ支給スル赴任手當、 移轉料、家族移轉料及支度料ニ關スル件

(文部省ヨリ照會要旨、昭五、七、二六)

官吏赴任旅行中判任官ヨリ奏任官トナリタル如キ資格變更アリタル場合ノ旅費支給ニ關シ赴任手當支度料移轉料及家族移轉料ハ新舊何レノ資格ニ依ルヘキヤ

右に對し大藏省よりの回答要旨

右ハ赴任手當ハ後官ニ依リ支度料及移轉料ハ前官ニ依リ家族移轉料ハ之ヲ構成スル内容ニ付本人ニ對スル各種旅費額ヲ基礎トシテ決定セラルヘキモノト被存候

○旅行中兩年度ニ跨ル端里數ノ旅費計算方

(明治二十三年大藏省總務局長通牒要旨)

旅行中兩會計年度ニ跨ルトキノ端里數ハ從來切捨計算シ然ルヘキ旨通牒セル向モ有之候處爾今ハ其ノ端里數ヲ通算シ一里ニ滿ツルモノハ旅費ヲ支給シ之ヲ後年度ノ精算ニ立ツル方可然

○大藏省所管旅費支給規則 拔萃

第十五條 一日中旅費ノ支給額ヲ異ニスル場合ハ其ノ多キ額ヲ支給ス(文部省にも同様の規定あり)

第十二節 退官者に對する旅費

第十五條 旅行中退官、退職、休職又ハ非職ト爲リタル者ニハ舊任地ニ至ル前官又ハ本官相當ノ旅費ヲ支給ス但シ刑事裁判又ハ懲戒處分ニ依リテ失官シ又ハ免官セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ場合ニ於テハ第五條ニ定メタル旅程ノ割合ヲ以テ計算シタル日數ニ依リ旅費ヲ支給ス

旅行中死亡シタル場合ニ於テハ前二項ノ規定ニ準シ旅費ニ相當スル金額ヲ遺族ニ支給ス

第十六條 事務引繼殘務調理ノ爲退官者ニ旅行ヲ命スルトキハ前官相當ノ旅費ヲ支給ス

右の二ヶ條は共に官吏たりし者に其の退官後旅費或は旅費に相當する金額を特に支給する場合の規定である。條文通り意義は極めて簡單明瞭である。多數の官吏中には旅行の途中退官の發令に接する者もあらう。或は不幸病の爲に斃れる者もあらう。斯かる者に對し旅費を給して舊任地に歸らしむることも、或は其の遺族に對し旅費に相當する金額を給與することも、實際上已むを得ないことであり又それらの者に對する儀禮でもある。

又事務引繼殘務整理等の爲に出張を命ずる必要の場合も當然あるものと豫定せねばならぬことである。斯かる場合にも之に對し前官相當の待遇をなすことは之亦當然のことである。

第十三節 日額旅費及月額旅費

第十七條 所管大臣ハ測量土木工事等ノ爲現場ヲ巡視スル官吏又ハ常時旅行ヲ要スル官吏ニ關シ特ニ其ノ旅費額ヲ定メ月額又ハ日額ヲ以テ之ヲ支給スルコトヲ得

所管大臣ハ旅費ノ定額ヲ減シ又ハ旅費ノ全部若ハ一部ヲ支給セサルコトヲ得

測量に従事する官吏、或は土木工事又は建築工事等を行ふ場合に其の現場を巡視する官吏は、其の他の一般官吏に比べ長期間の旅行を必要とするが例である。又森林を看守する官吏或は河川を看守する官吏等は各其の分擔區域内を常時巡視旅行するの必要がある。かゝる場合當該官吏に一々此の内國旅費規則を適用して定額の旅費を支給するときは、旅費額のみ徒らに多額を要することゝなる。然るに是等の官吏は同一箇所比較的長期間滞在するものなるが故に、宿泊其他相當便法を講ずることも出來出費を節約することができる。従つて是等の官吏に對する旅費は其の所管大臣に於て職務の性質、土地の狀況其他を斟酌して特に月額幾何又は日額幾何といふやうに定めて支給することができるのである。之が即ち月額旅費或は日額旅費と稱するものであつて各省に於て種々の規則が設けられてゐる。

尙職務の性質或は豫算の都合其他の事由に依つて、前述の如き場合以外に於ても所管大臣は旅費の定額を減じて支給し又旅費の全部若ハ一部を支給しないこともできるのである。之も各省に於

て種々の規定が設けられてあり、又其の都度打切旅費として其の額を減ぜらるゝ場合もある。

第十四節 同一地滞在旅費

第十七條ノ二 日當及宿泊料ハ同一地ニ滞在十日ヲ超ユルトキハ其ノ超過日數ニ付定額ノ一割、三十日ヲ超ユルトキハ其ノ超過日數ニ付定額ノ二割、六十日ヲ超ユルトキハ其ノ超過日數ニ付定額ノ三割、百日ヲ超ユルトキハ其ノ超過日數ニ付定額ノ四割ヲ減ス

同一地ニ滞在中一時他ノ地ニ旅行シタル場合ニ於テハ前項ノ期間ハ前後ノ日數ヲ通算シテ之ヲ定ム

本條は前條の規定と同様趣旨の規定である。左に大藏省よりの指示及計算例を示して参考とす。

○内國旅費規則第十七條ノ二ノ二項ノ解釋ノ件

(内務省ヨリ照會要旨 大一五、五、二四)

同一地ニ長期間出張ヲ被命タル者滞在中事務打合ノ爲一時歸廳ノ場合ニ於テ其ノ旅費ハ内國旅費規則第十七條ノ二第二項ニ依リ前後ノ滞在日數ヲ通算シテ定ムヘキ儀ニ有之候哉

右に對し大藏省より回答要旨

右ハ滞在中事務打合ノ爲一時歸廳シタル場合ハ之ヲ包含スルモノニ有之候但シ適々前回ト同一地ニ更ニ出張ヲ命セラレタル如キ場合ハ此ノ限ニ在ラサル儀ニ付爲念

○内國旅費規則第十七條ノ二ノ同一地ニ關スル件

(内務省ヨリ照會要旨 昭二、四、七)

内國旅費規則第十七條ノ二ニ所謂同一地トハ市町村ノ全區域ヲ指スモノナリヤ果シテ然リトセハ

同一市町村内ニ滞在スルコト十日ヲ超ユル以上、北海道ニ於ケル町村ノ如キ其ノ區域非常ニ廣汎ニ涉リ旅行上日々宿泊場所ヲ異ニセサルヲ得サル場合ト雖モ定額ヲ減少セサル可ラサル次第ニシテ聊カ權衡ヲ失スルモノト被存候ニ付テハ一應貴省ノ御意見承知致度

右に對する大藏省の回答要旨

右ハ一市町村ト同様ノ趣旨ト解セラレ可然但シ一市町村内ト雖モ陸路三里、鐵道二十四哩又ハ水路十五哩以外ノ地ニ出張シ鐵道貨船賃車馬賃ノ支給ヲ受ケ公務ノ都合ニ依リ異リタル場所ニ宿泊ヲ要シタル場合ノ如キハ之ヲ同一地トシテ取扱ハサルコトニ致度

同一地滞在旅費計算例

一、判任官（五級俸）十五日間甲地方滞在

日當定額 三 圓
 宿泊料定額 五圓五十錢

イ { 日當 3圓 × 10 = 30圓 } 計85圓(定額ニヨル10日分)
 { 宿泊料 5圓5 × 10 = 55圓 }

ロ { 日當 3圓 × 5 = 15圓 } 計42圓5-4圓25 = 38圓25 (十日ヲ超ユル超過日數五日ニ對シ
 { 宿泊料 5圓5 × 5 = 27圓5 } 一割ヲ減シタル額)

合 計 85圓 + 38圓25 = 123圓25 (十五日分旅費)

二、判任官（五級俸）四十日間甲地方滞在

イ 前例ニヨリ 85圓 (定額ニヨル十日分)

ロ { 日當 3圓 × 20 = 60圓 } 計170圓-17圓 = 153圓 (十日ヲ超ユル超過日數二十日分ニ對シ
 { 宿泊料 5圓5 × 20 = 110圓 } シ一割ヲ減シタル額)

ハ { 日當 3圓 × 10 = 30圓 } 計85圓-17圓 = 68圓 (三十日ヲ超ユル超過日數十日分ニ對シ
 { 宿泊料 5圓5 × 10 = 55圓 } 二割ヲ減シタル額)

合 計 85圓 + 153圓 + 68圓 = 306圓 (四十日分旅費)

三、判任官（五級俸）九十日間甲地方滞在

イ 前例ニヨリ 85圓 (定額ニヨル十日分)

ロ 同 153圓 (定額ノ一割ヲ減シタル二十日分)

ハ { 日 當 3圓 × 30 = 90圓) 計255圓 - 51圓 = 204圓 (三十日ヲ起ユル超過日數三十日分ニ
宿泊料 5圓5 × 30 = 165圓) 對シ二割ヲ減シタル額)

ニ { 日 當 3圓 × 30 = 90圓) 計255圓 - 76圓5 = 178圓5 (六十日ヲ超ユル超過日數三十日分
宿泊料 5圓5 × 30 = 165圓) 對シ三割ヲ減シタル額)

合 計 85圓 + 153圓 + 204圓 + 178圓5 = 620圓5 (九十日分旅費)

● 判任官 (五級俸) 百二十日間甲地方滞在

イ 前例ニヨリ 85圓 (定額ニヨル十日分)

ロ 同 153圓 (定額ノ一割ヲ減シタル二十日分)

ハ 同 204圓 (定額ノ二割ヲ減シタル三十日分)

ニ { 日 當 3圓 × 40 = 120圓) 計340圓 - 102圓 = 238圓 (六十日ヲ超ユル超過日數四十日分
宿泊料 5圓5 × 40 × 220圓) 對シ三割ヲ減シタル額)

キ { 日 當 3圓 × 20 = 60圓) 計170圓 - 68圓 = 102圓 (百日ヲ超ユル超過日數二十日分ニ對
宿泊料 5圓5 × 20 = 110圓) シ四割ヲ減シタル額)

合 計 85圓 + 153圓 + 204圓 + 138圓 + 102 = 782圓 (百二十日分旅費)

第十五節 待遇官吏、囑託員、雇員

其の他の旅費

第十八條 武官、陸海軍文官、鐵道事務ニ従事スル官吏及警察官ノ旅費ニ關シテハ所

管大臣大藏大臣ト協議シテ別ニ之ヲ定ム

武官、陸海軍文官、鐵道官吏、警察官等は共に其の他の一般官吏に比し特殊の職務を有してゐるものであるから、他の官吏と同様に本旅費規則を其のまゝ適用することのできない事情がある。故に除外例を設けて所管大臣が別に定めることとしたのである。

第十九條 雇員其ノ他本令ニ規定ナキ者ノ旅費ニ關シテハ所管大臣大藏大臣ト協議シ本令ニ準シテ之ヲ定ム

各官廳に於ける待遇官吏、囑託員、雇員及傭人等の旅費は一々本旅費規則には規定されてゐない。然し是等の職員も官吏同様公務に従事してゐるものであるから、時には轉勤を命ぜらるゝ場合もあり又出張を命ぜらるゝ場合もある。故に其の旅費は本令に準じて所管大臣が別に定むることゝなつてゐるのである。而して各省に於て定められてゐる大體の標準は次の通りである。

一、待遇官吏に對する旅費

(一) 親任官待遇者及勅任官待遇者ハ各其ノ本官相當ノ額

(二) 奏任官待遇者ハ奏任官六等以下ノ額

(三) 判任官待遇者ハ判任官六級俸以下ノ額(但シ内務省ニテハ(一)(二)ノ場合ヲ二階段ニ分ツ)

二、囑託員に對する旅費

(一) 在官者ニテ囑託タル者及待遇官吏ニテ囑託タル者ハ其ノ本官並待遇官相當ノ額

(二) 常時一定ノ手當ヲ給スル者ニハ其ノ手當月額ニ依リ區分シタル額

(三) 一時手當ヲ給スル者及手當ヲ給セサル者ニハ爵位勳功ニ依リ區分シタル額

三、雇員に對する旅費

(一) 給料月額ニ依リ區分シタル額

以上の標準に依り爵位勳功及俸給々料並手當額を區分すれば次の通りである。

一、奏任官五等以上の額を給する場合

手當月額三百圓以上ノ者、有爵者、正六位以上ノ者、勳五等及功四級以上ノ者

二、奏任官六等以下の額を給する場合

手當月額百七十圓以上三百圓未満ノ者、從六位ノ者、勳六等功五級ノ者

(文部省ニテハ學位ヲ有スル者ヲ加フ)

三、判任官五級俸以上の額を給する場合

手當月額百十圓以上百七十圓未満ノ者、從七位以上正七位以下ノ者、勳七等及功六級ノ者、給料月額百十圓以上ノ雇員

四、判任官六級俸以下の額を給する場合

手當月額五十五圓以上百十圓未満ノ者、正八位以下ノ者、勳八等及功七級ノ者、給料月額五十五

圓以上百十圓未滿ノ雇員

手當月額五十五圓未滿の囑託員及給料月額五十五圓未滿の雇員に對する旅費も、各省に於て夫々定められてゐるが此處に記載を省略した。又年額で手當を支給されてゐる者は其の十二分の一を以て月額と看做し、日給者は其の三十日分を以て月額と看做することとなつてゐる。

以上の手當額及給料額は昭和六年六月一日以前の該當額である。當時高等官々等俸給令及判任官俸給令別表の改正と共に、それに準じて手當額及給料額を減ぜられた者は從前の各額の標準に依るのである。但し其の後増額又は昇級された者は現在額に依るのである。

第十六節 朝鮮、臺灣、樺太内旅費

第二十條 當分ノ内朝鮮、臺灣、樺太又ハ千島國內ノ旅行ニ限り所管大臣大藏大臣ト協議シテ旅費ヲ増加スルコトヲ得

第二十一條 當分ノ内朝鮮、臺灣、樺太又ハ千島在勤二年以上ニシテ退官、退職、休

職又ハ非職ト爲リ三十日以内ニ同地出發歸郷スル者ニハ前官又ハ本官相當ノ旅費ヲ支給スルコトヲ得但シ刑事裁判若ハ懲戒處分ニ依リ失官シ若ハ免官セラレ又ハ自己ノ便宜ニ依リ退官若ハ退職シタル者ハ此ノ限ニ在ラス
前項ノ旅費ニ關シテハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム
在職中死亡シタルトキハ第一項ノ例ニ準シ旅費ニ相當スル金額ヲ遺族ニ支給スルコトヲ得

第二十二條 樺太ニ赴任スル者、千島國幌筵島以北ニ赴任若ハ出張スル者、朝鮮ニ赴任スル者ニシテ江原道、平安南道、平安北道、咸鏡南道、咸鏡北道ニ赴ク者又ハ十一月ヨリ翌年二月ニ至ル期間内ニ樺太ニ出張スル者ニハ當分ノ内支度料ヲ支給スルコトヲ得其ノ額ハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

朝鮮、臺灣、樺太及千島は内地に比し、其の風土異ると共に交通機關の發達も未だ内地には及ば

す、其の他一般の社會状態にも差異あるを以て内地同様の旅費額で旅行することは困難である。故に之等の地方の旅行に限り旅費を増額して支給することを認めたのである。而して當分の内と斷られてゐるのはやがて交通状態並に一般の社會状態も内地同様に進歩した曉には、其の旅費額も亦内地同様に支給するといふ前提である。

次は朝鮮、臺灣、樺太又は千島に於て勤務した官吏に對する一の優遇法である。此の優遇を受くるには條文に明記されてゐる夫々の條件が具備しなければならぬ。而して第二十條同様當分の内と前提されてゐる。

最後第二十二條の規定も條文通りである。前述の通り特殊の地方へ旅行する者に對する優遇法である。此の優遇も前二條同様永久的絶對的の性質を有する規定ではない。尙次に掲ぐるは右三條の規定に對し、各省に於ける取扱の概略である。

○司法省内國旅費支給手續 拔萃

第八條 内地ヨリ樺太、朝鮮又ハ臺灣ニ旅行スルトキハ樺太、朝鮮又ハ臺灣最初ノ着船地迄ヲ内

地旅行トシ樺太、朝鮮又ハ臺灣ヨリ内地ニ旅行スルトキハ樺太、朝鮮又ハ臺灣最後ノ發船地迄ヲ樺太、朝鮮又ハ臺灣旅行トシテ各其ノ旅費額ヲ支給ス但シ内地ヨリ樺太、朝鮮又ハ臺灣ニ着船當日ハ樺太、朝鮮及臺灣内國旅費額ノ日當、樺太、朝鮮又ハ臺灣ヨリ内地へ發船當日ハ内地旅費額ノ日當ヲ支給ス（各省とも同様の規定あり）

第十條 歸郷旅費及遺族支給金ハ内地旅費額ニ依リ舊在勤地ヨリ原籍地迄ノ路程ニ應スル前官、前職又ハ本官相當ノ鐵道賃、船賃、車馬賃ヲ支給シ宿泊料及日當ヲ支給セス（大藏省の規定も略同様なり）

○大藏省所管經費支辨ニ屬スル各廳員朝鮮臺灣及樺太内旅費支給規則

（明治四十三年七月）
大藏省令第三十五號 拔萃

第一條 大藏省所管經費ニ屬スル各廳判任以上ノ者及待遇官吏囑託員雇員以下ノ者朝鮮臺灣又ハ樺太内ヲ旅行スルトキハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ニ依リ別表ノ旅費額ヲ支給ス（第二條

以下省略)

別表

備	月俸五五圓未満職員	判任官		奏任官		勅任官	親任官	區別	車馬賃 一里ニ付	日當一日ニ付	宿泊料一夜ニ付	食卓料 一夜ニ付	移轉料	支度料					
		六級俸以下	五級俸以上	六等以下	五等以上									赴任	出張				
人	七、九	一、二	一、二	一、五	一、五	二、〇	二、五 ^円	一里ニ付	二、〇	二、五 ^円	一、三、〇 ^円	一、二、〇 ^円	二、二、〇 ^円	一、八、〇 ^円	四、〇 ^円	三、〇〇 ^円 以内	三、〇〇 ^円	二、五〇 ^円 以内	
	二、〇	二、五	三、五	四、〇	六、〇	七、〇	九、〇	甲地方	一、五	二、〇	三、五	四、五	五、五	六、〇	七、〇	八、〇	一、〇、〇	一、一、〇	一、二、〇
	一、五	二、〇	二、五	三、〇	五、〇	六、〇	八、〇	乙地方	三、五	四、五	六、〇	七、〇	八、〇	九、〇	一、〇、〇	一、一、〇	一、二、〇	一、三、〇	一、四、〇
	三、五	四、五	六、〇	七、〇	九、〇	一〇、〇	一五、〇	甲地方	二、八	三、五	四、五	五、五	六、〇	七、〇	八、〇	九、〇	一〇、〇	一、一、〇	一、二、〇
	二、八	三、五	四、五	五、五	七、〇	八、〇	一〇、〇	乙地方	一、八	二、〇	二、五	三、〇	三、五	四、〇	四、五	五、〇	五、五	六、〇	六、五
	八	一、二	二、〇	二、〇	二、五	二、五	三、五	一夜ニ付	三、五	四、〇	四、五	五、〇	五、五	六、〇	六、五	七、〇	七、五	八、〇	八、五
	三、五	五〇	一〇〇	一〇〇	一五〇	一五〇	二二〇	移轉料	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
	三〇	五〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇	赴任	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
	二〇	三五	七五	七五	一五〇	一五〇	二〇〇	出張	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇

朝鮮臺灣及樺太の旅費は前述の通り、内國旅費規則第二十條に依つて各所管大臣が別に定めること

となつてゐる。而して右は其の中の大蔵省の規定である。各省に於ても略之に準じて夫々規定せられ其の間に大差はない。

第十七節 甲地方及乙地方に就いて

一、内國旅費規則別表ニ定ムル甲地方指定 (大正十三年十二月 大蔵省令第十二號)

- 一、道府縣廳、師團司令部、鎮守府又ハ帝國大學所在ノ市町村
- 二、前號ノ外左ニ掲クル市町村
 - 北海道 函館市、室蘭市、小樽市、釧路市、野付牛町
 - 京都府 伏見町、新舞鶴町、中舞鶴町
 - 大阪府 堺市
 - 神奈川縣 鎌倉町、葉山町

- 兵庫縣 尼ヶ崎市、西宮市
- 群馬縣 高崎市
- 栃木縣 日光町
- 三重縣 宇治山田市
- 愛知縣 豐橋市
- 静岡縣 濱松市、沼津市
- 山口縣 下關市
- 福岡縣 門司市、小倉市、八幡市、戸畑市、若松市、大牟田市
- 三、前二號ニ定ムルモノノ外左ノ區域内ニ在ル町村
 - 東京府 南葛飾郡、荏原郡、南足立郡、北豐島郡、豊多摩郡
 - 神奈川縣 足柄下郡
 - 兵庫縣 武庫郡
 - 大阪府 東成郡、西成郡

二、朝鮮、臺灣、樺太内甲地方

大藏省所管經費支辨ニ屬スル各官廳員朝鮮臺灣及樺太内旅費支給規則

(明治四十三年七月
大藏省令第三十五號)

第一條 (別表備考)

甲地方トハ左ニ掲クル地域、乙地方トハ其ノ他ノ地域ヲ謂フ

一、朝鮮ニ於ケル道廳所在ノ府又ハ面

二、前號ノ外左ニ掲クル府又ハ面

- 京畿道仁川府 慶尙南道釜山府
- 全羅北道群山府 慶尙南道馬山府
- 全羅南道木浦府 慶尙南道鎮海府
- 慶尙南道東萊面 咸鏡南道元山府

平安南道南海面 咸鏡北道清津府

三、臺灣ニ於ケル州廳所在ノ市又ハ街

四、前號ノ外左ニ掲ケル街

臺北州基隆街 高雄州馬公街

臺北州宜蘭街 高雄州屏東街

臺中州南投街 臺東廳臺東街

臺南州嘉義街 花蓮港廳花蓮港街

五、樺太ニ於ケル左ノ地方

豊原郡豊原町大字豊原

大泊郡大泊町大字大泊

眞岡郡眞岡町大字眞岡

三、日當の甲乙に就いて

日當及宿泊料について甲地方の定額を支給すべきか。又乙地方の定額を支給すべきかは別表の備考として附記されてゐる通りであるが、鐵道旅行の場合に日當を何れの定額にすべきか解釋を異にする場合がある即ち、

例一 甲地方を出發し當日は車中に宿泊翌日甲地方或は乙地方に到着の場合

例二 乙地方を出發し當日は車中に宿泊翌日甲地方或は乙地方に到着の場合

右の例は共に別表備考二の規定に依つて解釋すれば極めて明瞭である、然るに例二の場合に備考三の規定を適用して、出發地は乙地方であるが當日は車中の宿泊であるから甲地方の定額を支給すべきであると解するものがある、右は一理ある解釋の様ではあるが抑も備考三の規定は三日以上鐵道旅行をするやうな場合に於て、其の中間に挟まつた日は車中に明けて車中に暮れるといふ状態で出發地も到着地も判定しがたい、故に其の定額の多い甲地方の分を支給するといふ意味であつて、例二の場合に適用すべきものではないのである。

第三章

南洋群島關東州南滿洲旅費規則

(大正十年九月
勅令第四百二號)

第一章 總 則

第一條 官吏公務ニ依リ南洋群島關東州南滿洲内ヲ旅行シ若ハ此等ノ地域相互間ヲ旅行シ又ハ南洋群島關東州南滿洲ト其ノ他ノ地方トノ間ヲ旅行スルトキハ本令ニ依リ旅費ヲ支給ス

勅令ノ定ムル所ニ依リ賜暇歸朝ヲ許サレタル者任地本邦間ヲ旅行スルトキハ公務ニ依リ旅行スルモノト看做ス

本令ニ於テ南洋群島ト稱スルハ帝國ニ於テ統治ノ委任ヲ受ケタル南太平洋諸島ヲ謂ヒ南滿洲ト稱スルハ支那奉天省並吉林省ノ内第二松花江以南ノ地域及琿春、汪清、

延吉、和龍ノ四縣ヲ謂フ

第二條 旅費ハ鐵道賃、船賃、車馬賃、日當、宿泊料、食卓料、支度料、移轉料、著後手當及家族移轉料ノ十種トス

第三條 旅費ハ順路ニ依リ之ヲ計算ス但シ公務ノ都合ニ依リ順路ニ依リテ旅行シ難キ場合ニ於テハ現ニ經過シタル通路ニ依ル

第四條 年度又ハ日ニ依リテ旅費ヲ區分計算スルノ必要アル場合ニ於テ其ノ區分判明ナラサルトキハ最近ノ到達地ニ着シタル日ヲ以テ其ノ旅程ヲ區別シ計算ス

第五條 所管大臣ハ旅費ノ定額ヲ減シ又ハ旅費ノ全部若ハ一部ヲ支給セサルコトヲ得

第六條 本邦ト南洋群島關東州南滿洲トノ間ノ旅行ノ爲本邦内ヲ通過スルトキハ其ノ

地域ニ於ケル旅行ニ付定メラレタル旅費ヲ支給ス但シ關東州南滿洲直通ノ汽車ニ依リ若ハ南洋群島關東州南滿洲航路ノ船舶ニ依リ本邦ヲ出發シ又ハ本邦ニ歸着シタルトキハ當該鐵道賃、船賃及乘船港出發ノ日ヨリ又ハ歸著港ニ上陸ノ日迄ノ日當ニ付

テハ此ノ限ニ在ラス

第七條 南洋群島關東州南滿洲ト外國トノ間ノ旅行ニ付テハ外國旅費規則ニ定ムル外國相互間ノ旅行ニ準シ旅費ヲ支給ス

第八條 一日中旅費ノ定額ヲ異ニスル場合ニ於テハ多キニ從ヒ之ヲ支給ス

第九條 新ニ任用スル爲召喚セラレタル者ニハ官吏赴任、轉任又ハ歸朝ノ例ニ準シ新官相當ノ旅費ヲ支給ス

第十條 私事ノ爲在勤地又ハ出張地以外ニ滞在スル者滞在地ヨリ直ニ旅行スル場合ニ於テハ滞在地ヨリ目的地ニ至ル旅費額カ在勤地又ハ出張地ヨリ目的地ニ至ル旅費額ヨリ多キトキハ在勤地又ハ出張地ヨリ目的地ニ至ル旅費ヲ支給ス

第十一條 特別ノ事情ニ因リ本令ニ依リ難キ場合ノ旅費ニ關シテハ所管大臣大藏大臣ト協議シ別ニ之ヲ定ムルコトヲ得

第十二條 雇員傭人其ノ他本令ニ規定ナキ者ノ旅費ニ關シテハ所管大臣大藏大臣ト協

議シ本令ニ準シテ之ヲ定ム

第十三條 旅費ノ支給ヲ受クル者ニ對シテハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ定メタル者ヲ除クノ外別ニ手當ヲ支給スルコトヲ得ス

第十四條 本令中所管大臣ノ職務ハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督關東州南滿洲鐵道附屬地ニ在リテハ滿洲國駐劄特命全權大使、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官之ヲ行フ但シ大藏大臣ト協議ヲ要スル事項ニ關シテハ所管大臣ヲ經由スヘシ

第二章 鐵道賃、船賃及車馬賃

第十五條 鐵道旅行ニハ鐵道賃、水路旅行ニハ船賃、其ノ他ノ旅行ニハ車馬賃ヲ支給ス

第十六條 鐵道賃及船賃ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ從ヒ實際ノ料金ニ依リ車馬賃ハ南洋

群島内ノ旅行ニ付テハ實費ニ依リ、關東州南滿洲内ノ旅行ニ付テハ別表ニ掲クル所ニ從ヒ定額ニ依リ之ヲ支給ス

第十七條 鐵道旅行又ハ水路旅行ノ場合ニ於テ別ニ急行料金又ハ寢臺料金ヲ要シタルトキハ之ヲ支給スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ寢臺料金ノ支給ヲ受クル場合ニ於ケル宿泊料ハ勅任官以上ニ在リテハ定額ノ十分ノ六奏任官以下ニ在リテハ定額ノ十分ノ七トス

第十八條 特別ノ事情ニ因リ定額ノ車馬賃ヲ以テ其ノ實費ヲ支給シ難キ場合ニ於テハ實費額ヲ支給スルコトヲ得

第十九條 車馬賃ハ其ノ路程ヲ合算シテ之ヲ支給ス但シ定額ヲ異ニスルモノニ付テハ各別ニ之ヲ通算ス

通算上一里未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ切捨トス

第二十條 出張ヲ命セラレタル者ノ旅行中携帯スル私屬ノ荷物ハ百五十疋迄ヲ限リ其

ノ運賃ヲ支給スルコトヲ得

第二十一條 官用ノ船、車、馬等ニ依リテ旅行スルトキハ鐵道賃、船賃又ハ車馬賃ヲ支給セス

第三章 日當、宿泊料及食卓料

第二十二條 日當、宿泊料及食卓料ハ別表ニ掲クル所ニ從ヒ定額ニ依リ之ヲ支給ス

第二十三條 日當ハ日數ニ應シ宿泊料ハ夜數ニ應シテ之ヲ支給ス

水路旅行ニハ宿泊料ヲ支給セス但シ天災其ノ他己ムヲ得サル事故ノ爲上陸宿泊ヲ要シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

食卓料ハ船賃ノ外別ニ食料ヲ要スル場合又ハ船賃ヲ要セサルモ食料ヲ要スル場合ニ於テハ夜數ニ應シテ之ヲ支給ス

第二十四條 旅行日數ハ出張地ニ於ケル滞在日數及途中己ムヲ得サル事由ノ爲要シタ

ル日數ヲ除クノ外鐵道旅行ハ三百三十軒、水路旅行ハ百海里、陸路旅行ハ十二里ニ付一日ノ割合ヲ以テ通算シタル日數ヲ超過スルコトヲ得ス但シ一日未滿ノ端數ハ之ヲ一日トス

第二十五條 陸路六里未滿鐵道七十八軒未滿、水路三十海里未滿ノ旅行ニ在リテハ公務ノ都合ニ依リ宿泊シタル場合ヲ除クノ外支給スヘキ日當ハ定額ノ半額トス
一旅行ニシテ陸路、鐵道又ハ水路ニ亘ルトキハ鐵道ハ十三軒、水路ハ五海里ヲ以テ一里ト看做シ前項ノ規定ヲ適用ス

第二十六條 在勤廳所在地區域内ノ出張ニシテ遠距離ニ涉ルトキハ定額ノ半額以内ノ日當ヲ支給スルコトヲ得

第二十七條 日當及宿泊料ハ同一地ニ滞在三十日ヲ超ユルトキハ其ノ超過日數ニ付定額ノ二割六十日ヲ超ユルトキハ其ノ超過日數ニ付定額ノ三割ヲ減ス
同一地ニ滞在中一時他ノ地ニ旅行シタル場合ニ於テハ前項ノ期間ハ前後ノ日數ヲ通

算シテ之ヲ定ム

第四章 支度料、移轉料、著後手當及家族移轉料

第二十八條 支度料ハ南洋群島關東州南滿洲ニ赴任又ハ出張ヲ命セラレタル者ニ別表ニ依リ之ヲ支給ス

南洋群島關東州南滿洲又ハ其ノ他ノ外國ニ赴任又ハ出張ヲ命セラレ支度料ノ支給ヲ受ケタル者其ノ赴任又ハ出張ヲ命セラレタル日ヨリ一年内ニ再ヒ南洋群島關東州南滿洲ニ赴任又ハ出張ヲ命セラレタルトキ支給スル支度料ハ定額ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス但シ其ノ金額前ニ受ケタル金額ト合シテ定額ノ十五割ニ滿サルトキハ定額ヲ超エサル範圍内ニ於テ通シテ十五割迄ヲ支給スルコトヲ妨ケス

南洋群島關東州南滿洲ニ在勤中若ハ出張中ノ者南洋群島ト關東州南滿洲トノ間ニ於テ轉勤若ハ出張ヲ命セラレ又ハ南滿洲以外ノ外國ニ在勤中若ハ出張中ノ者南洋群島

關東州南滿洲ニ轉勤若ハ出張ヲ命セラレタル地方ニ付定メラレタル支度料ノ定額ニ達セサルトキニ限り其ノ差額ノ範圍内ニ於テ支度料ヲ支給スルコトヲ得

第二十九條 移轉料及著後手當ハ左ニ掲クル者ニ之ヲ支給ス

- 一、南洋群島關東州南滿洲ニ赴任ヲ命セラレタル者
- 二、南洋群島關東州南滿洲ニ在勤中轉勤ヲ命セラレ又ハ他地方勤務ノ爲歸朝ヲ命セラレタル者

第三十條 南洋群島關東州南滿洲ニ滞在中此等ノ地域ニ在勤ヲ命セラレ又ハ新ニ任用セラレタル者ニハ移轉料又著後手當ヲ支給スルコトヲ得

第三十一條 移轉料ハ別表ニ依ル

著後手當ハ目的地ニ於ケル旅行ニ付定メラレタル日當五日分及宿泊料五夜分ニ相當スル額トス

第三十二條 家族移轉料ハ左ノ場合ニ之ヲ給ス

一、第二十九條又ハ第三十條ニ掲クル者家族ヲ隨伴シ又ハ赴任、轉勤若ハ歸朝ノ後之ヲ呼寄スルトキ

二、賜暇歸朝ヲ許サレタル者許可ヲ受ケ妻子ヲ隨伴シ又ハ呼寄スルトキ

三、南洋群島關東州南滿洲ニ在勤中許可ヲ受ケ家族ヲ呼寄せ又ハ歸朝セシムルトキ但シ特別ノ事情アル場合ヲ除クノ外同一地ニ付往返各一回限リトス

第三十三條 家族移轉料ハ妻ニ付テハ本人相當ノ鐵道賃、船賃、車馬賃及食卓料ノ全額並日當、宿泊料、支度料、著後手當ノ半額トシ妻以外ノ家族ニシテ十二歳以上ノ者ニ在リテハ本人相當ノ鐵道賃、船賃、車馬賃、日當、宿泊料、食卓料及著後手當ノ半額トス

第三十四條 南洋群島關東州南滿洲ニ赴任若ハ出張ヲ命セラレタル者、同地域ニ在勤中轉勤又ハ歸朝ヲ命セラレタル者又ハ同地域ニ滞在中其ノ地域ニ在勤ヲ命セラレ若ハ新ニ任用セラレタル者其ノ出發前死亡シ又ハ命令ヲ取消サレ其他旅行ノ必要ナキ

ニ至リタルトキハ支度料及移轉料ノ全額以内ヲ支給スルコトヲ得
隨伴シ又ハ呼寄スルコトヲ許サレタル妻其ノ出發前死亡シ又ハ許可ヲ取消サレ其ノ
他旅行ノ必要ナキニ至リタルトキハ本人ニ支給スヘキ支度料ノ半額以内ヲ支給スル
コトヲ得

第五章 退官退職者旅費及死亡手當

第三十五條 南洋群島關東州南滿洲ニ在動中又ハ任所往返中ノ者廢官、退官、退職、
休職、非職、停職、待命又ハ轉役ト爲リタルトキハ其ノ命令又ハ通知到達ノ日迄日
當及宿泊料ヲ支給ス

第三十六條 前條ニ掲クル南洋群島關東州南滿洲在動中ノ者命令又ハ通知到達ノ日ヨ
リ三日内ニ舊任地ヲ出發シ相當期間内ニ本邦ニ歸着スルトキハ其ノ出發ノ日迄ノ滯
在日數三十日ヲ限り日當及宿泊料ヲ支給スルノ外賜暇ニ依ル歸朝ノ例ニ準シ其ノ地

ヨリ本邦迄ノ旅費ヲ支給ス但シ著後手當ハ之ヲ支給セス

第三十七條 南洋群島關東州南滿洲ニ在動中ノ者他ノ地ニ出張中又ハ公務若ハ賜暇ニ
依ル歸朝中廢官、退官、退職、休職、非職、停職、待命又ハ轉役ト爲リ其ノ命令又
ハ通知到達ノ日ヨリ一月内ニ出發シ相當ノ期間内ニ舊任地ニ歸着スルトキハ其ノ出
發ノ日迄ノ滯在日數十五日ヲ限り日當及宿泊料ヲ支給スルノ外其ノ地ヨリ舊任地迄
ノ旅費ヲ支給ス

前項ノ場合ニ於テ舊任地ニ於ケル滯在中ノ日當及宿泊料ヲ支給スル日數ハ前條ノ規
定ニ依リ日當及宿泊料ヲ支給スル滯在日數ト通シテ四十日以内トス
第一項ニ掲クル者其ノ出張地ヨリ直ニ歸朝スルトキハ前條ノ規定ニ準シ其ノ地ヨリ
本邦迄ノ旅費ヲ支給ス

前三項ノ規定ハ公務又ハ賜暇ニ依リ任所往返中廢官、退官、退職、休職、非職、停
職、待命又ハ轉役ト爲リタル者ニ之ヲ準用ス

第三十八條 天災其ノ他已ムヲ得サル事由ニ因リ又ハ事務引繼殘務整理等ノ爲前二條ニ規定スル期間内ニ出發スルコト能ハサルトキハ所管大臣ハ事情ヲ斟酌シ其ノ期間ヲ延長スルコトヲ得

第三十九條 在勤俸ヲ受クル期間ニ對シテハ第三十五條乃至第三十七條ノ規定ニ依リ支給スル滯在中ノ日當及宿泊料ハ之ヲ支給セス但シ在勤地以外ノ地ニ於ケル出張中又ハ公務歸朝中ノ日數ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第四十條 第三十五條、第三十六條及第三十八條ノ規定ハ南洋群島關東州南滿洲ニ出張中ノ者廢官、退官、退職、休職、非職、停職、待命又ハ轉役ト爲リタル場合ニ之ヲ準用ス

第四十一條 南洋群島關東州南滿洲ニ在勤中、任所往返中又ハ出張中ノ者在勤地ニ於テ又ハ旅行中死亡シタルトキハ別表ニ依リ死亡手當ヲ其ノ遺族ニ支給ス
妻夫ノ任地ニ於テ又ハ許可ヲ受ケテ其ノ任所往返中死亡シタルトキハ本人ニ對スル

死亡手當ノ半額以内ノ金額ヲ死亡手當トシテ支給スルコトヲ得

第四十二條 第三十六條、第三十七條及前條ノ場合ニ於テハ其ノ家族ニ付第三十三條ノ規定ニ準シ其ノ地ヨリ本邦迄ノ旅費ヲ支給ス

第四十三條 第三十六條乃至第三十八條、第四十條及前條ノ規定ハ刑事裁判若ハ懲戒處分ニ依リ失官シ若ハ免官セラレ又ハ自己ノ便宜ニ依リ退官若ハ退職シタル者及其ノ家族ニ付テハ之ヲ適用セス

第六章 雜 則

第四十四條 許可ヲ受ケ從者ヲ伴ヒ旅行スルトキハ親任官ニ在リテハ二人、勅任官ニ在リテハ一人、奏任官以下ニ在リテハ出張ノ場合ヲ除クノ外六歲未滿ノ子ヲ同伴スルトキ一人ヲ限リ傭人相當ノ鐵道賃、船賃及食卓料ヲ支給スルコトヲ得

南洋群島關東州南滿洲ニ在勤中若ハ歸朝後妻ヲ呼寄セ若ハ歸朝セシムル場合又ハ同

地域ニ在勤中若ハ任所往返中死亡シタル者ノ妻歸朝スル場合ニ於テ許可ヲ受ケ從者ヲ伴ヒ旅行スルトキハ親任官ノ妻ニ在リテハ二人、勅任官又ハ奏任官ノ妻ニ在リテハ一人、判任官ノ妻ニ在リテハ六歳未満ノ子ヲ同伴スルトキ一人ヲ限り前項ノ規定ニ準シ支給スルコトヲ得

第三十六條、第三十七條、第四十條又ハ第四十一條ノ場合ニ於テ許可ヲ受ケ伴ヒタル從者アルトキハ前二項ノ規定ニ準シ旅費ヲ支給スルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ第四十三條ノ規定ヲ準用ス

第四十五條 事務引繼殘務整理等ノ爲廢官、退職、休職、非職、停職、待命又ハ轉役ト爲リタル者ニ旅行又ハ滞在ヲ命シタルトキハ旅費ヲ支給ス

第三十九條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十六條 第三十四條乃至第四十條及前條ノ規定ニ依リ支給スル旅費ハ前官又ハ本官相當ノ旅費額ニ依ル

第四十七條 本令ニ依リ旅費ノ支給ヲ受クヘキ者旅行ノ必要ナキニ至リタル場合ニ於テ未タ旅行ヲ爲ササル區間ノ鐵道賃、船賃、急行料金、寢臺料金又ハ車馬賃ノ支拂ヲ要スルトキハ之ヲ支給スルコトヲ得

第四十八條 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外旅費ノ支給ニ關シ必要ナル規定ハ大藏大臣之ヲ定ム

別 表

官階	區分		車馬賃	日當	宿泊料	食卓料	支度料	移轉料	死亡手當
	親任官	勅任官							
官任判	五級俸以上	六等以下	四、〇	一八	二七	六	八〇〇	以內三五〇	以內三〇〇
	六級俸以下	五等以上	三、〇	一三	二〇	五	六〇〇	二五〇	二〇〇
官任奏	五級俸以上	六等以下	二、〇	九	一五	四	四五〇	一八〇	一二〇〇
	六級俸以下	五等以上	二、〇	九	一五	四	四五〇	一八〇	一二〇〇
官任判	五級俸以上	六等以下	一、五	六	一一	三	二五〇	一二〇	七〇〇
	六級俸以下	五等以上	一、五	五	一〇	三	二五〇	一二〇	五〇〇

尙本旅費規則適用に付ては「南洋群島關東州南滿洲旅費施行細則（大正十年九月大藏省令第三十二號）」を参照するを要す。

第四章

外國旅費規則

大正十年九月
勅令第四百一號（大正十一年改正）

第一章 總 則

第一條 官吏公務ニ依リ本邦、外國間ヲ旅行シ又ハ外國ヲ旅行スルトキハ本令ニ依リ旅費ヲ支給ス但シ南滿洲ノ旅費ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム
勅令ノ定ムル所ニ依リ賜暇歸朝ヲ許サレタル者任地本邦間ヲ旅行スルトキハ公務ニ

依リ旅行スルモノト看做ス

第二條 旅費ハ鐵道賃、船賃、車馬賃、日當、宿泊料、食卓料、支度料、移轉料、著後手當及家族移轉料ノ十種トス

第三條 旅費ハ順路ニ依リ之ヲ計算ス但シ公務ノ都合ニ依リ順路ニ依リテ旅行シ難キ場合ニ於テハ其ノ現ニ經過シタル通路ニ依ル

第四條 年度又ハ日ニ依リテ旅費ヲ區分計算スルノ必要アル場合ニ於テ其ノ區分判明ナラサルトキハ最近ノ到達地ニ著シタル日ヲ以テ其ノ旅程ヲ區別シ計算ス

第五條 所管大臣ハ旅費ノ定額ヲ減シ又ハ旅費ノ全部若ハ一部ヲ支給セサルコトヲ得
第六條 本邦外國間ヲ旅行スル爲本邦又ハ南洋群島、關東州、南滿洲内ヲ通過スルト

キハ其ノ地域ニ於ケル旅行ニ付定メラレタル旅費ヲ支給ス但シ南滿洲以外ノ外國直通ノ汽車又ハ南滿洲以外ノ外國航路ノ船舶ニ依リ本邦ヲ出發シ又ハ本邦ニ歸著シタルトキハ當該鐵道賃、船賃及乘船港出發ノ日ヨリ又ハ歸着港ニ上陸ノ日迄ノ日當ニ

付テハ此ノ限ニ在ラス

第七條 一日中旅費ノ定額ヲ異ニスル場合ニ於テハ多キニ從ヒ之ヲ支給ス

第八條 新ニ任用スル爲召喚セラレタル者ニハ官吏ノ赴任、轉勤又ハ歸朝ノ例ニ準シ新官相當ノ旅費ヲ支給ス

第九條 私事ノ爲在勤地又ハ出張地以外ニ滞在スル者滞在地ヨリ直ニ旅行スル場合ニ於テハ滞在地ヨリ目的地ニ至ル旅費額カ在勤地又ハ出張地ヨリ目的地ニ至ル旅費額ヨリ多キトキハ在勤地又ハ出張地ヨリ目的地ニ至ル旅費ヲ支給ス

第十條 特別ノ事情ニ因リ本令ニ依リ難キ場合ノ旅費ニ關シテハ所管大臣、大藏大臣ト協議シ別ニ之ヲ定ムルコトヲ得

特殊ノ要務ニ從事スル爲外國ニ出張ヲ命セラレタル者ニハ所管大臣大藏大臣ト協議シ旅費ヲ支給セス旅行手當ヲ支給スルコトヲ得

第十一條 雇員傭人其ノ他本令ニ規定ナキ者ノ旅費ニ關シテハ所管大臣大藏大臣ト協

議シ本令ニ準シテ之ヲ定ム

第十二條 旅費ノ支給ヲ受クル者ニ對シテハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ定メタルモノヲ除クノ外別ニ手當ヲ支給スルコトヲ得ス

第十三條 本令中所管大臣ノ職務ハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、關東州ニ在リテハ關東長官、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官之ヲ行フ但シ大藏大臣ト協議ヲ要スル事項ニ關シテハ所管大臣ヲ經由スヘシ

第二章 鐵道賃、船賃及車馬賃

第十四條 鐵道旅行ニハ鐵道賃、水路旅行ニハ船賃、其ノ他ノ旅行ニハ車馬賃ヲ支給ス

第十五條 鐵道賃及船賃ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ從ヒ實際ノ料金ニ依リ、車馬賃ハ實

費ニ依リ之ヲ支給ス

第十六條 鐵道旅行又ハ水路旅行ノ場合ニ於テ別ニ急行料金又ハ寢臺料金ヲ要シタルトキハ之ヲ支給スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ寢臺料金ノ支給ヲ受クル場合ニ於ケル宿泊料ハ勅任官以上ニ在リテハ定額ノ十分ノ六、奏任官以下ニ在リテハ定額ノ十分ノ七トス

第十七條 出張ヲ命セラレタル者ノ旅行中携帯スル私屬ノ荷物ハ百五十「キログラム」迄ヲ限り其ノ運賃ヲ支給スルコトヲ得

第十八條 官用ノ船、車、馬等等ニ依リテ旅行スルトキハ鐵道賃、船賃、又ハ車馬賃ハ之ヲ支給セス

第三章 日當、宿泊料及食卓料

第十九條 日當、宿泊料及食卓料ハ別表ニ掲クル所ニ從ヒ定額ニ依リ之ヲ支給ス

第二十條 日當ハ日數ニ應シ宿泊料ハ夜數ニ應シテ之ヲ支給ス

水路旅行ニハ宿泊料ヲ支給セス但シ天災其ノ他己ムヲ得サル事故ノ爲上陸宿泊ヲ要シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

食卓料ハ船賃ノ外別ニ食料ヲ要スル場合又ハ船賃ヲ要セサルモ食料ヲ要スル場合ニ於テ夜數ニ應シテ之ヲ支給ス

第二十一條 陸路二十哩未滿、鐵道六十哩未滿、水路四十海里未滿ノ旅行ニ在リテハ公務ノ都合ニ依リ宿泊シタル場合ヲ除クノ外支給スヘキ日當ハ定額ノ半額トス
一旅行ニシテ陸路、鐵道又ハ水路ニ亘ルトキハ鐵道ハ三哩、水路ハ二海里ヲ以テ陸路一哩ト看做シ前項ノ規定ヲ適用ス

第二十二條 日當及宿泊料ハ同一地ニ滞在三十日ヲ超ユルトキハ其ノ超過日數ニ付定額ノ二割、六十日ヲ超ユルトキハ其ノ超過日數ニ付定額ノ三割ヲ減ス

同一地ニ滞在中一時他ノ地ニ旅行シタル場合ニ於テハ前項ノ期間ハ前後ノ日數ヲ通

算シテ之ヲ定ム

第四章 支度料、移轉料、著後手當及家族移轉料

第二十三條 支度料ハ外國ニ赴任又ハ出張ヲ命セラレタル者ニハ別表ニ依リ之ヲ支給ス

南洋群島、關東州、南滿洲又ハ外國ニ赴任又ハ出張ヲ命セラレ支度料ノ支給ヲ受ケタル者其ノ赴任又ハ出張ヲ命セラレタル日ヨリ一年內ニ再ヒ外國ニ赴任又ハ出張ヲ命セラレタルトキ支給スル支度料ハ定額ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス但シ其ノ金額前ニ受ケタル金額ト合シテ定額ノ十五割ニ滿タサルトキハ定額ヲ超エサル範圍内ニ於テ通シテ十五割迄ヲ支給スルコトヲ妨ケス

外國ニ在勤又ハ出張中ノ者他ノ地ニ轉勤又ハ出張ヲ命セラレタル場合ニ於テハ前ニ受ケタル支度料ノ額新ニ轉勤又ハ出張ヲ命セラレタル地方ニ付定メラレタル支

度料ノ定額ニ達セサルトキニ限リ其ノ差額ノ範圍内ニ於テ支度料ヲ支給スルコトヲ得

前項ノ規定ハ南洋群島、關東州、南滿洲ニ在勤中又ハ出張中ノ者南滿洲以外ノ外國ニ轉勤又ハ出張ヲ命セラレタル場合ニ之ヲ準用ス

支度料定額ノ少額ナル地方ニ滞在中新ニ任用セラレタル者其ノ多額ナル地方ニ赴任、轉勤又ハ出張ヲ命セラレタル場合ニ於テハ滞在中ノ地方ニ付定メラレタル支度料トノ差額ノ範圍内ニ於テ支度料ヲ支給ス

第二十四條 移轉料及著後手當ハ左ニ掲クル者ニ之ヲ支給ス

- 一、外國ニ赴任ヲ命セラレタル者
- 二、外國ニ在勤中轉勤ヲ命セラレ又ハ本邦勤務ノ爲歸朝ヲ命セラレタル者
- 三、賜暇歸朝ヲ許サレタル者及賜暇歸朝中歸任スル者

第二十五條 外國ニ滞在中外國在勤ヲ命セラレ又ハ新ニ任用セラレタル者ニハ移轉料

及著後手當ヲ支給スルコトヲ得

第二十六條 移轉料ハ別表ニ依ル

著後手當ハ目的地ニ於ケル旅行ニ付定メラレタル日當五日分及宿泊料五夜分ニ相當スル額トス

第二十七條 家族移轉料ハ左ノ場合ニ之ヲ支給ス

- 一、第二十四條又ハ第二十五條ニ掲クル者許可ヲ受ケ妻子ヲ隨伴スルトキ
- 二、外國ニ在勤中公務ノ爲歸朝ヲ命セラレタル者又ハ公務歸朝中歸任スル者許可ヲ受ケ妻子ヲ隨伴スルトキ
- 三、外國ニ在勤中又ハ歸朝後許可ヲ受ケ妻子ヲ呼寄せ又ハ歸朝セシムルトキ但シ特別ノ事情アル場合ヲ除クノ外同一任地ニ付往返各一回限リトス

第二十八條 家族移轉料ハ妻ニ付テハ本人相當ノ鐵道賃、船賃車馬賃及食卓料ノ全額並日當、宿泊料、支度料、著後手當ノ半額トシ子ニ付テハ十二歳以上ノ者ニ在リテ

ハ本人相當ノ鐵道賃、船賃、車馬賃、日當、宿泊料、食卓料及著後手當ノ半額トシ十二歳未滿ノ者ニ在リテハ更ニ其ノ半額トス

第二十九條 外國ニ赴任若ハ出張ヲ命セラレタル者、又ハ外國ニ滯在中外國在勤ヲ命セラレ若ハ新ニ任用セラレタル者其ノ出發前死亡シ又ハ命令ヲ取消サレ其ノ他旅行ノ必要ナキニ至リタルトキハ支度料及移轉料ノ全額以内ヲ支給スルコトヲ得
隨伴シ又ハ呼寄スルコトヲ許サレタル妻其ノ出發前死亡シ又ハ許可ヲ取消サレ其ノ他旅行ノ必要ナキニ至リタルトキハ本人ニ支給スヘキ支度料ノ半額以内ヲ支給スルコトヲ得

第五章 退官、退職者旅費及死亡手當

第三十條 外國在勤中又ハ任所往返中ノ者廢官、退職、休職、非職、停職、待命又ハ轉役ト爲リタルトキハ其ノ命令又ハ通知到達ノ日迄日當及宿泊料ヲ支給ス

第三十一條 前條ニ掲クル外國在勤中ノ者命令又ハ通知到達ノ日ヨリ三日内ニ舊任地ヲ出發シ相當ノ期間内ニ本邦ニ歸着スルトキハ其ノ出發ノ日迄ノ滞在日數三十日ヲ限リ日當及宿泊料ヲ支給スルノ外賜暇ニ依ル歸朝ノ例ニ準シ其ノ地ヨリ本邦迄ノ旅費ヲ支給ス但シ著後手當ハ之ヲ支給セス

第三十二條 外國在勤中ノ者他ノ地ニ出張又ハ公務若ハ賜暇ニ依ル歸朝中廢官、退官、退職、休職、非職、停職、待命又ハ轉役ト爲リ其ノ命令又ハ通知到達ノ日ヨリ一月内ニ出發シ相當ノ期間内ニ舊任地ニ歸着スルトキハ其ノ出發ノ日迄ノ滞在日數十五日ヲ限リ日當及宿泊料ヲ支給スルノ外其ノ地ヨリ舊任地迄ノ旅費ヲ支給ス

前項ノ場合ニ於テ舊任地ニ於ケル滞在中ノ日當及宿泊料ヲ支給スル日數ハ前條ノ規定ニ依リ日當及宿泊料ヲ支給スル滞在中日數ト通シテ四十日以内トス

第一項ニ掲クル者其ノ出張地ヨリ直ニ歸朝スルトキハ前條ノ規定ニ準シ其ノ地ヨリ本邦迄ノ旅費ヲ支給ス

前三項ノ規定ハ公務又ハ賜暇ニ依リ任所往返中廢官、退官、退職、休職、非職、停職待命又ハ轉役ト爲リタル者ニ之ヲ準用ス

第三十三條 天災其ノ他己ムヲ得サル事由ニ因リ又ハ事務引繼殘務整理等ノ爲前二條ニ規定スル期間内ニ出發スルコト能ハサルトキハ所管大臣ハ事情ヲ斟酌シ其ノ期間ヲ延長スルコトヲ得

第三十四條 在勤俸ヲ受クル期間ニ對シテハ第三十條乃至第三十二條ノ規定ニ依リ支給スル滞在中ノ日當及宿泊料ハ之ヲ支給セス但シ在勤地以外ノ地ニ於ケル出張中又ハ公務歸朝中ノ日數ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三十五條 第三十條、第三十一條及第三十三條ノ規定ハ外國出張中ノ者廢官、退官、退職、休職、非職、停職、待命又ハ轉役ト爲リタル場合ニ之ヲ準用ス

第三十六條 外國在勤中、任所往返中又ハ出張中ノ者在勤地ニ於テ又ハ旅行中死亡シタルトキハ外國在勤者又ハ任所往返中ノ者ニ在リテハ其ノ任地ニ付定メラレタル額

ニ依リ外國出張中ノ者ニ在リテハ其ノ出張地ニ付定メラレタル額ニ依リ別表ニ從ヒ死亡手當ヲ其ノ遺族ニ支給ス但シ出張地數地方ニ亘ルトキハ最近ノ出發地又ハ到達地ニ付定メラレタル額ニ依リ多キニ從ヒ之ヲ支給ス

妻夫ノ任地ニ於テ又ハ許可ヲ受ケテ其ノ任所往返中死亡シタルトキハ本人ニ對スル死亡手當ノ半額以内ノ金額ヲ死亡手當トシテ支給ス

第三十七條 第三十一條、第三十二條及前條ノ場合ニ於テハ其ノ妻子ニ付第二十八條ノ規定ニ準シ其ノ地ヨリ本邦迄ノ旅費ヲ支給ス

第三十八條 第三十一條乃至第三十三條、第三十五條及前條ノ規定ハ刑事裁判若ハ懲戒處分ニ依リ失官シ若ハ免官セラレ又ハ自己ノ便宜ニ依リ退官若ハ退職シタル者及其ノ妻子ニ付テハ之ヲ適用セス

第六章 雜 則

第三十九條 入國稅若ハ出國稅ヲ支拂ヒ又ハ旅行券ニ外國官公署ノ查證ヲ求ムル爲手數料ヲ支拂ヒタルトキハ其ノ實費ヲ支給スルコトヲ得

第四十條 特別ノ危險アル場合ニ於テ旅行中ニ於ケル身體ノ傷害又ハ荷物ノ損害ニ付保險ニ付シタルトキハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ保險料ノ全部又ハ一部ニ相當スル金額ヲ支給スルコトヲ得

第四十一條 許可ヲ受ケ從者ヲ伴ヒ旅行スルトキハ親任官ニ在リテハ二人、勅任官ニ在リテハ一人、奏任官以下ニ在リテハ出張ノ場合ヲ除ク外六歳未滿ノ子ヲ同伴スルトキ一人ヲ限り傭人相當ノ鐵道賃、船賃及食卓料ヲ支給スルコトヲ得

外國在勤中若ハ歸國後妻ヲ呼寄せ若ハ歸朝セシムル場合又ハ外國在勤中若ハ任所往返中死亡シタル者ノ妻歸朝スル場合ニ於テ許可ヲ受ケ從者ヲ伴ヒ旅行スルトキハ親任官ノ妻ニ在リテハ二人、勅任官又ハ奏任官ノ妻ニ在リテハ一人、判任官ノ妻ニ在リテハ六歳未滿ノ子ヲ同伴スルトキハ一人ヲ限り前項ノ規定ニ準シ支給スルコトヲ

得

第三十一條、第三十二條、第三十五條又ハ第三十六條ノ場合ニ於テ許可ヲ受ケ伴ヒタル從者アルトキハ前二項ノ規定ニ準シ旅費ヲ支給スルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ第三十八條ノ規定ヲ準用ス

第四十二條 事務引繼殘務整理ノ爲廢官、退官、退職、休職、非職、停職、待命又ハ轉役トナリタル者ニ旅行又ハ滞在ヲ命シタルトキハ旅費ヲ支給ス

第三十四條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十三條 第二十九條乃至第三十五條及前條ノ規定ニ依リ支給スル旅費ハ前官又ハ本官相當ノ旅費額ニ依ル

第四十四條 本令ニ依リ旅費ノ支給ヲ受クヘキ者旅行ノ必要ナキニ至リタル場合ニ於テ未タ旅行ヲ爲ササル區間ノ鐵道賃、船賃、急行料金、寢臺料金又ハ車馬賃ノ支拂ヲ要スルトキハ之ヲ支給スルコトヲ得

第四十五條 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外旅費ノ支給ニ關シ必要ナル規定ハ大藏大臣之ヲ定ム

別表

官階	親任官		勅任官	奏任官		判任官	日當	宿泊料			食卓料	支度料		移轉料		死亡手當	
	親任官	親任官		以上	以下			甲地方	乙地方	丙地方		甲額	乙額	甲地方	丙地方		
	二〇	二〇	一五	一〇	八	六		七〇	六〇	三〇	八	一四〇	一〇〇	六〇	四〇	七五〇	五〇〇
	七〇	七〇	五〇	三二	三〇	二四		六〇	六〇	三〇	九	一四〇	一〇〇	六〇	四〇	七五〇	五〇〇
	六〇	六〇	四二	二四	二二	一八		三〇	三〇	一五	七	九〇	七〇	四〇	三〇	四〇〇	三〇〇
	三〇	三〇	二三	一七	一六	一三		三〇	三〇	一五	五	七〇	五〇	三〇	二〇	三〇〇	二〇〇
	三〇	三〇	二二	一六	一五	一三		三〇	三〇	一五	四	五〇	四〇	二〇	一五	二〇〇	一〇〇

備考

一、甲地方トハ南北亞米利加、乙地方トハ歐羅巴亞弗利加大洋洲並支那及西比利亞以外ノ亞細

第四章 外國旅費規則

亞、丙地方トハ支那及西比利亞ヲ謂フ

二、移轉料ノ甲額ハ甲乙地方ト本邦又ハ丙地方トノ間並甲乙地方間及甲乙各地方内ノ移轉ニ付之ヲ支給シ、移轉料ノ乙額ハ本邦丙地方間及丙地方内ノ移轉ニ付之ヲ支給ス

尙本外國旅費に付ては「外國旅費規則施行細則(大正十年九月大藏省令第二十一號)」を参照するを要す。

補 遺

一、旅費規則の運用に就いて

擧筆するに際し旅費規則の運用に就いて一言したいと思ふ。旅費規則は既に述べた通り其の條文が短かい割合に内容が極めて複雑してゐる關係上、旅行者も又之が取扱者も其の適用に就いて疑問の生ずる場合が不尠ある。「旅費の計算が間違なく出來得るに至らば官吏として一人前である」とま

で極言されつゝあるを見ても、旅費規則の解釋が如何に困難なものであるかと想像されるであらう。實際旅行者の立場となつて見れば可成自己に有利に解釋して、其の額の多からんことを欲するは人情として當然であり、之に對して取扱者の立場から見ると種々前例との比較、他の同様な旅行者との振合或は經費等との關係もあつて、旅行者の言ふがまゝに計算書を作成しがたい場合もある。従つて其の間に意見を異にし論議の生ずる場合も往々免れないといふ状態である。又取扱者の心境の具合如何によつては其のペンの動かし様一つで、同一旅行でも規定の適用を異にして計算書を作成することもでき、或は裁決者の氣分によつて適用を左右することもできない譯ではないのである。今之を例へて見れば或區間の旅行に於て甲には特別急行料金を支給したるに、乙には異議を唱へて普通急行料金を支給する如き、又或區間の旅行に於て甲の場合には三日間の日數を認め乙には二日間に旅行せよと制限する如き、陸路旅行に於ても甲に對しては定額の車馬賃を支給し乙にはバス料金を支給する如き、或は一日の行程を十二里に區切る場合もあり區切らざる場合もある等、斯かる例は此處に一々列舉せずとも略想像されるであらうと思ふ。尤も取扱者の心境とか裁決者の氣分如何を以て斯の如き差別を付けるといふことは、苟も公務に従事しつゝある者として善くないことは

言ふまでもないことであるが、數多い取扱の中には左様な見苦しい意思の發動は全然なくとも、遂無意識的に多少の差別の生ずる場合あることも亦已むを得ないことである。然らば斯の様な弊害或は錯誤を未然に防ぎ以て公正な旅費を支給するには如何すればよいか、之に對する唯一の方法としては各所管省に於て、或は各部局に於て内規的に可成詳細な規定を設けて之に準據せしむることが肝要であると思はれる。凡そ其の省或は其の部局内の官吏は轉任の範圍も出張の範圍も略局限されてゐるものであつて、無制限に全國の隅々まで動くものでもなく歩くものでもない。特別の場合或は特殊の用務が突發しない限りは其の擔當職務の性質によつて略局限されてゐるものである。又旅行の範圍は局限されないにしても用務其のものは略一定してゐるものであると見ねばならない。故に用務によつて種々に區別することもできる譯である。斯かる方法は著者が今事新らしく云々するまでもなく既に各省に於ては詳細な規定も設けられ、又各部局に於ても着眼され實行もされてゐることゝは信するものであるが爲念附言した次第である。

尙附加へて置きたい事は出張命令に於て往々旅行者の言のまゝ發令する結果として、取扱者が計算書作成に當つて不尠困ることがある。命令書通り計算書を作成すれば非常に不合理なものとなり

前例などゝ比較した場合到底其のまゝ處理する譯に行かないこともある。従つて自然命令書と幾分相違した計算書、事實と幾分異なつた計算書を作成して其の諒解を得なければならぬことゝなる。故に出張命令を發するに際しては其の結果に及ぼす影響を十二分に考慮して、何れにも無理のない合理的な方法をとることが肝要であると思ふ。

二、朝鮮、臺灣、樺太に於ける鐵道旅客運賃算出方法

一、朝鮮鐵道局線旅客運賃率及計算法

一等	一杆ニ付	四錢四厘
二等	"	二錢八厘
三等	"	一錢五厘五毛

杆未滿ノ端數ハ一杆ニ切上ゲ所定ノ賃率ニ杆程ヲ乘ズ、算定額ニ厘位ヲ生ジタルトキハ之ヲ錢位

ニ切上グ、最低運賃ハ六籽分トス

京釜、京義線

籽程	一等	二等	三等
五〇〇籽迄	二、五〇 ^円	一、五〇 ^円	七五 ^円
八〇〇籽迄	三、〇〇	二、〇〇	一、〇〇
八〇一籽以上	三、七〇	二、五〇	一、二五

京元、咸鏡線

籽程	一等	二等	三等
三〇〇籽迄	二、〇〇 ^円	一、〇〇 ^円	五〇 ^円
五〇〇籽迄	二、五〇	一、五〇	七〇
八〇〇籽迄	三、〇〇	二、〇〇	一、〇〇
八〇一籽以上	三、七五	二、五〇	一、二五

二、臺灣鐵道部線旅客運賃々率及計算法

- 一等 一籽ニ付 四錢四毛
- 二等 " " 二錢八厘
- 三等 " " 一錢五厘五毛

所定ノ賃率ニ籽程(籽未滿ノ端數切上ズ)ヲ乗ズ、算定額ニ厘位ヲ生ジタルトキハ之ヲ錢位ニ切上グ

但シ臺東線ニ限リ三等一籽ニ付一錢八厘六毛、二等ハ三等ノ一倍半

急行料金

籽程	縱貫線及臺中線			臺東線
	一等	二等	三等	三等
四〇籽迄	三〇 ^錢	二〇 ^錢	一〇 ^錢	二〇 ^錢
八〇籽迄	六〇	四〇	二〇	三〇
一六〇籽迄	九〇	六〇	三〇	五〇
三二〇籽迄	一、五〇	一、〇〇	五〇	七〇
三二一籽以上	二、一〇	一、四〇	七〇	一、〇〇

三、樺太廳旅客運賃々率及計算法

- 八十籽以下ノ籽程 一籽ニ付 二錢五厘
- 補遺

現行内國旅費規則詳解

八十籽ヲ超ユル籽程	"	二錢一厘
百六十籽ヲ超ユル籽程	"	一錢七厘
三百二十籽ヲ超ユル籽程	"	一錢四厘
四百八十籽ヲ超ユル籽程	"	一錢二厘
六百四十籽ヲ超ユル籽程	"	一錢一厘
八百籽ヲ超ユル籽程	"	一錢

賃金計算法ハ省線ニ同ジ二等ハ三等ノ二倍。

現行内國旅費規則詳解 (完)

附 錄

國有鐵道對杆旅客運賃表

(3 杆未滿ノ乗車ハ)
(3 杆分ノ運賃ヲ要ス)

(一 等 運 賃 ハ)
(三 等 ノ 三 倍)

附錄 國有鐵道對杆旅客運賃表

杆 程	運 賃		杆 程	運 賃		杆 程	運 賃	
	三 等	二 等		三 等	二 等		三 等	二 等
杆	円・錢	円 錢	杆	円 錢	円 錢	杆	円 錢	円 錢
1	2	4	21	33	66	41	64	1.28
2	4	8	22	35	70	42	66	1.32
3	5	10	23	36	72	43	68	1.36
4	7	14	24	38	76	44	69	1.38
5	8	16	25	39	78	45	71	1.42
6	10	20	26	41	82	46	72	1.44
7	11	22	27	43	86	47	74	1.48
8	13	26	28	44	88	48	75	1.50
9	15	30	29	46	92	49	77	1.54
10	16	32	30	47	94	50	78	1.56
11	18	36	31	49	98	51	80	1.60
12	19	38	32	50	1.00	52	82	1.64
13	21	42	33	52	1.04	53	83	1.66
14	22	44	34	54	1.08	54	85	1.70
15	24	48	35	55	1.10	55	86	1.72
16	25	50	36	57	1.14	56	88	1.76
17	27	54	37	58	1.16	57	89	1.78
18	29	58	38	60	1.20	58	91	1.82
19	30	60	39	61	1.22	59	93	1.86
20	32	64	40	63	1.26	60	94	1.88

附錄 國有鐵道對杆旅客運賃表

杆程	運賃		杆程	運賃		杆程	運賃	
	三等	二等		三等	二等		三等	二等
61	96	1.92	91	1.40	2.80	121	1.79	3.58
62	97	1.94	92	1.41	2.82	122	1.80	3.60
63	99	1.98	93	1.42	2.84	123	1.82	3.64
64	1.00	2.00	94	1.44	2.88	124	1.83	3.66
65	1.02	2.04	95	1.45	2.90	125	1.84	3.68
66	1.03	2.06	96	1.46	2.92	126	1.86	3.72
67	1.05	2.10	97	1.48	2.96	127	1.87	3.74
68	1.07	2.14	98	1.49	2.98	128	1.88	3.76
69	1.08	2.16	99	1.50	3.00	129	1.89	3.78
70	1.10	2.20	100	1.51	3.02	130	1.91	3.82
71	1.11	2.22	101	1.53	3.06	131	1.92	3.84
72	1.13	2.26	102	1.54	3.08	132	1.93	3.86
73	1.14	2.28	103	1.55	3.10	133	1.95	3.90
74	1.16	2.32	104	1.57	3.14	134	1.96	3.92
75	1.17	2.34	105	1.58	3.16	135	1.97	3.94
76	1.19	2.38	106	1.59	3.18	136	1.99	3.98
77	1.21	2.42	107	1.61	3.22	137	2.00	4.00
78	1.22	2.44	108	1.62	3.24	138	2.01	4.02
79	1.24	2.48	109	1.63	3.26	139	2.03	4.06
80	1.25	2.50	110	1.65	3.30	140	2.04	4.08
81	1.27	2.54	111	1.66	3.32	141	2.05	4.10
82	1.28	2.56	112	1.67	3.34	142	2.07	4.14
83	1.29	2.58	113	1.69	3.38	143	2.08	4.16
84	1.31	2.62	114	1.70	3.40	144	2.09	4.18
85	1.32	2.64	115	1.71	3.42	145	2.10	4.20
86	1.33	2.66	116	1.72	3.44	146	2.12	4.24
87	1.34	2.68	117	1.74	3.48	147	2.13	4.26
88	1.36	2.72	118	1.75	3.50	148	2.14	4.28
89	1.37	2.74	119	1.76	3.52	149	2.16	4.32
90	1.38	2.76	120	1.78	3.56	150	2.17	4.34

杆程	運賃		杆程	運賃		杆程	運賃	
	三等	二等		三等	二等		三等	二等
151	2.18	4.36	181	2.52	5.04	211	2.84	5.68
152	2.20	4.40	182	2.53	5.06	212	2.85	5.70
153	2.21	4.42	183	2.54	5.08	213	2.86	5.72
154	2.22	4.44	184	2.56	5.12	214	2.87	5.74
155	2.24	4.48	185	2.57	5.14	215	2.88	5.76
156	2.25	4.50	186	2.58	5.16	216	2.89	5.78
157	2.26	4.52	187	2.59	5.18	217	2.91	5.82
158	2.27	4.54	188	2.60	5.20	218	2.92	5.84
159	2.29	4.58	189	2.61	5.22	219	2.93	5.86
160	2.30	4.60	190	2.62	5.24	220	2.94	5.88
161	2.31	4.62	191	2.63	5.26	221	2.95	5.90
162	2.32	4.64	192	2.64	5.28	222	2.96	5.92
163	2.33	4.66	193	2.65	5.30	223	2.97	5.94
164	2.34	4.68	194	2.66	5.32	224	2.98	5.96
165	2.35	4.70	195	2.67	5.34	225	2.99	5.98
166	2.36	4.72	196	2.68	5.36	226	3.00	6.00
167	2.38	4.76	197	2.69	5.38	227	3.01	6.02
168	2.39	4.78	198	2.70	5.40	228	3.02	6.04
169	2.40	4.80	199	2.71	5.42	229	3.03	6.06
170	2.41	4.82	200	2.72	5.44	230	3.04	6.08
171	2.42	4.84	201	2.74	5.48	231	3.05	6.10
172	2.43	4.86	202	2.75	5.50	232	3.06	6.12
173	2.44	4.88	203	2.76	5.52	233	3.07	6.14
174	2.45	4.90	204	2.77	5.54	234	3.09	6.18
175	2.46	4.92	205	2.78	5.56	235	3.10	6.20
176	2.47	4.94	206	2.79	5.58	236	3.11	6.22
177	2.48	4.96	207	2.80	5.60	237	3.12	6.24
178	2.49	4.98	208	2.81	5.62	238	3.13	6.26
179	2.50	5.00	209	2.82	5.64	239	3.14	6.28
180	2.51	5.02	210	2.83	5.66	240	3.15	6.30

附錄 國有鐵道對杆旅客運賃表

附錄 國有鐵道對杆旅客運賃表

杆 程	運 賃		杆 程	運 賃		杆 程	運 賃	
	三等	二等		三等	二等		三等	二等
241	3.16	6.32	271	3.43	6.90	301	3.80	7.60
242	3.17	6.34	272	3.49	6.98	302	3.81	7.62
243	3.18	6.36	273	3.50	7.00	303	3.82	7.64
244	3.19	6.38	274	3.51	7.02	304	3.83	7.66
245	3.20	6.40	275	3.52	7.04	305	3.84	7.68
246	3.21	6.42	276	3.53	7.06	305	3.85	7.70
247	3.22	6.44	277	3.54	7.08	307	3.86	7.72
248	3.23	6.46	278	3.55	7.10	308	3.87	7.74
249	3.24	6.48	279	3.56	7.12	309	3.88	7.76
250	3.25	6.50	280	3.57	7.14	310	3.89	7.78
251	3.27	6.54	281	3.58	7.16	311	3.90	7.80
252	3.28	6.56	282	3.59	7.18	312	3.91	7.82
253	3.29	6.58	283	3.60	7.20	313	3.92	7.84
254	3.30	6.60	284	3.62	7.24	314	3.93	7.86
255	3.31	6.62	285	3.63	7.26	315	3.94	7.88
256	3.32	6.64	285	3.64	7.28	316	3.95	7.90
257	3.33	6.66	287	3.65	7.30	317	3.97	7.94
258	3.34	6.68	288	3.66	7.32	318	3.98	7.96
259	3.35	6.70	289	3.67	7.34	319	3.99	7.98
260	3.36	6.72	290	3.68	7.36	320	4.00	8.00
261	3.37	6.74	291	3.69	7.38	321	4.01	8.02
262	3.38	6.76	292	3.70	7.40	322	4.01	8.02
263	3.39	6.78	293	3.71	7.42	323	4.02	8.04
264	3.40	6.80	294	3.72	7.44	324	4.03	8.06
265	3.41	6.82	295	3.73	7.46	325	4.04	8.08
266	3.42	6.84	296	3.74	7.48	326	4.05	8.10
267	3.44	6.88	297	3.75	7.50	327	4.06	8.12
268	3.45	6.90	298	3.76	7.52	328	4.07	8.14
269	3.46	6.92	299	3.77	7.54	329	4.08	8.16
270	3.47	6.94	300	3.78	7.56	330	4.08	8.16

杆 程	運 賃		杆 程	運 賃		杆 程	運 賃	
	三等	二等		三等	二等		三等	二等
331	4.09	8.18	361	4.35	8.70	391	4.61	9.22
332	4.10	8.20	362	4.36	8.72	392	4.62	9.24
333	4.11	8.22	363	4.37	8.74	393	4.63	9.26
334	4.12	8.24	364	4.38	8.76	394	4.64	9.28
335	4.13	8.26	365	4.39	8.78	395	4.65	9.30
335	4.14	8.28	366	4.40	8.80	396	4.66	9.32
337	4.14	8.28	367	4.41	8.82	397	4.67	9.34
338	4.15	8.30	368	4.41	8.82	398	4.68	9.36
339	4.16	8.32	369	4.42	8.84	399	4.68	9.36
340	4.17	8.34	370	4.43	8.86	400	4.69	9.38
341	4.18	8.36	371	4.44	8.88	401	4.70	9.40
342	4.19	8.38	372	4.45	8.90	402	4.71	9.42
343	4.20	8.40	373	4.46	8.92	403	4.72	9.44
344	4.21	8.42	374	4.47	8.94	404	4.73	9.46
345	4.21	8.42	375	4.48	8.96	405	4.74	9.48
346	4.22	8.44	376	4.48	8.96	406	4.75	9.50
347	4.23	8.46	377	4.49	8.98	407	4.75	9.50
348	4.24	8.48	378	4.50	9.00	408	4.76	9.52
349	4.25	8.50	379	4.51	9.02	409	4.77	9.54
350	4.26	8.52	380	4.52	9.04	410	4.78	9.56
351	4.27	8.54	381	4.53	9.06	411	4.79	9.58
352	4.28	8.56	382	4.54	9.08	412	4.80	9.60
353	4.28	8.56	383	4.55	9.10	413	4.81	9.62
354	4.29	8.58	384	4.55	9.10	414	4.81	9.62
355	4.30	8.60	385	4.56	9.12	415	4.82	9.64
356	4.31	8.62	386	4.57	9.14	416	4.83	9.66
357	4.32	8.64	387	4.58	9.16	417	4.84	9.68
358	4.33	8.66	388	4.59	9.18	418	4.85	9.70
359	4.34	8.68	389	4.60	9.20	419	4.86	9.72
360	4.34	8.68	390	4.61	9.22	420	4.87	9.74

附錄 國有鐵道對杆旅客運賃表

附錄 國有鐵道對杆旅客運賃表

杆程	運賃		杆程	運賃		杆程	運賃	
	三等	二等		三等	二等		三等	二等
421	4.88	9.76	451	5.14	10.28	481	5.40	10.80
422	4.88	9.76	452	5.15	10.30	482	5.40	10.80
423	4.89	9.78	453	5.15	10.30	483	5.41	10.82
424	4.90	9.80	454	5.16	10.32	484	5.42	10.84
425	4.91	9.82	455	5.17	10.34	485	5.43	10.86
426	4.92	9.84	456	5.18	10.36	486	5.43	10.86
427	4.93	9.86	457	5.19	10.38	487	5.44	10.88
428	4.94	9.88	458	5.20	10.40	488	5.45	10.90
429	4.95	9.90	459	5.21	10.42	489	5.46	10.92
430	4.95	9.90	460	5.21	10.42	490	5.46	10.92
431	4.96	9.92	461	5.22	10.44	491	5.47	10.94
432	4.97	9.94	462	5.23	10.46	492	5.48	10.96
433	4.98	9.96	463	5.24	10.48	493	5.49	10.98
434	4.99	9.98	464	5.25	10.50	494	5.49	10.98
435	5.00	10.00	465	5.26	10.52	495	5.50	11.00
436	5.01	10.02	466	5.27	10.54	496	5.51	11.02
437	5.01	10.02	467	5.28	10.56	497	5.52	11.04
438	5.02	10.04	468	5.28	10.56	498	5.52	11.04
439	5.03	10.06	469	5.29	10.58	499	5.53	11.06
440	5.04	10.08	470	5.30	10.60	500	5.54	11.08
441	5.05	10.10	471	5.31	10.62	501	5.55	11.10
442	5.06	10.12	472	5.32	10.64	502	5.55	11.10
443	5.07	10.14	473	5.33	10.66	503	5.56	11.12
444	5.08	10.16	474	5.34	10.68	504	5.57	11.14
445	5.08	10.16	475	5.35	10.70	505	5.58	11.16
446	5.09	10.18	476	5.35	10.70	506	5.58	11.16
447	5.10	10.20	477	5.36	10.72	507	5.59	11.18
448	5.11	10.22	478	5.37	10.74	508	5.60	11.20
449	5.12	10.24	479	5.38	10.76	509	5.61	11.22
450	5.13	10.26	480	5.39	10.78	510	5.61	11.22

杆程	運賃		杆程	運賃		杆程	運賃	
	三等	二等		三等	二等		三等	二等
511	5.62	11.24	541	5.85	11.70	571	6.07	12.14
512	5.63	11.26	542	5.85	11.70	572	6.08	12.16
513	5.64	11.28	543	5.86	11.72	573	6.09	12.18
514	5.64	11.28	544	5.87	11.74	574	6.09	12.18
515	5.65	11.30	545	5.88	11.76	575	6.10	12.20
516	5.66	11.32	546	5.88	11.76	576	6.11	12.22
517	5.67	11.34	547	5.89	11.78	577	6.12	12.24
518	5.67	11.34	548	5.90	11.80	578	6.12	12.24
519	5.68	11.36	549	5.91	11.82	579	6.13	12.26
520	5.69	11.38	550	5.91	11.82	580	6.14	12.28
521	5.70	11.40	551	5.92	11.84	581	6.15	12.30
522	5.70	11.40	552	5.93	11.86	582	6.15	12.30
523	5.71	11.42	553	5.94	11.88	583	6.16	12.32
524	5.72	11.44	554	5.94	11.88	584	6.17	12.34
525	5.73	11.46	555	5.95	11.90	585	6.18	12.36
526	5.73	11.46	556	5.96	11.92	586	6.18	12.36
527	5.74	11.48	557	5.97	11.94	587	6.19	12.38
528	5.75	11.50	558	5.97	11.94	588	6.20	12.40
529	5.76	11.52	559	5.98	11.96	589	6.21	12.42
530	5.76	11.52	560	5.99	11.98	590	6.21	12.42
531	5.77	11.54	561	6.00	12.00	591	6.22	12.44
532	5.78	11.56	562	6.00	12.00	592	6.23	12.46
533	5.79	11.58	563	6.01	12.02	593	6.24	12.48
534	5.79	11.58	564	6.02	12.04	594	6.24	12.48
535	5.80	11.60	565	6.03	12.06	595	6.25	12.50
536	5.81	11.62	566	6.03	12.06	596	6.26	12.52
537	5.82	11.64	567	6.01	12.08	597	6.27	12.54
538	5.82	11.64	568	6.05	12.10	598	6.27	12.54
539	5.83	11.66	569	6.06	12.12	599	6.28	12.56
540	5.84	11.68	570	6.06	12.12	600	6.29	12.58

附錄 國有鐵道對杆旅客運賃表

杆程	運貨		杆程	運貨		杆程	運貨	
	三等	二等		三等	二等		三等	二等
601	6.30	12.60	631	6.52	13.04	661	6.73	13.46
602	6.30	12.60	632	6.53	13.06	662	6.74	13.48
603	6.31	12.62	633	6.54	13.08	663	6.75	13.50
604	6.32	12.64	634	6.54	13.08	664	6.75	13.50
605	6.33	12.66	635	6.55	13.10	665	6.76	13.52
606	6.33	12.66	636	6.56	13.12	666	6.77	13.54
607	6.34	12.68	637	6.57	13.14	667	6.78	13.56
608	6.35	12.70	638	6.57	13.14	668	6.78	13.56
609	6.36	12.72	639	6.58	13.16	669	6.79	13.58
610	6.36	12.72	640	6.59	13.18	670	6.80	13.60
611	6.37	12.74	641	6.60	13.20	671	6.80	13.60
612	6.38	12.76	642	6.60	13.20	672	6.81	13.62
613	6.39	12.78	643	6.61	13.22	673	6.82	13.64
614	6.39	12.78	644	6.62	13.24	674	6.82	13.64
615	6.40	12.80	645	6.62	13.24	675	6.83	13.66
616	6.41	12.82	646	6.63	13.26	676	6.84	13.68
617	6.42	12.84	647	6.64	13.28	677	6.84	13.68
618	6.42	12.84	648	6.64	13.28	678	6.85	13.70
619	6.43	12.86	649	6.65	13.30	679	6.86	13.72
620	6.44	12.88	650	6.66	13.32	680	6.86	13.72
621	6.45	12.90	651	6.66	13.32	681	6.87	13.74
622	6.45	12.90	652	6.67	13.34	682	6.88	13.76
623	6.46	12.92	653	6.68	13.36	683	6.89	13.78
624	6.47	12.94	654	6.69	13.38	684	6.89	13.78
625	6.48	12.96	655	6.69	13.38	685	6.90	13.80
626	6.48	12.96	656	6.70	13.40	686	6.91	13.82
627	6.49	12.98	657	6.71	13.42	687	6.91	13.82
628	6.50	13.00	658	6.71	13.42	688	9.92	13.84
629	6.51	13.02	659	6.72	13.44	689	6.93	13.86
630	6.51	13.02	660	6.73	13.46	690	6.93	13.86

杆程	運貨		杆程	運貨		杆程	運貨	
	三等	二等		三等	二等		三等	二等
691	6.94	13.88	721	7.15	14.30	751	7.35	14.70
692	6.95	13.90	722	7.15	14.30	752	7.36	14.72
693	6.95	13.90	723	7.16	14.32	753	7.37	14.74
694	6.96	13.92	724	7.17	14.34	754	7.38	14.76
695	6.97	13.94	725	7.18	14.36	755	7.38	14.76
696	6.98	13.96	726	7.18	14.36	756	7.39	14.78
697	6.98	13.96	727	7.19	14.38	757	7.40	14.80
698	6.99	13.98	728	7.20	14.40	758	7.40	14.80
699	7.00	14.00	729	7.20	14.40	759	7.41	14.82
700	7.00	14.00	730	7.21	14.42	760	7.42	14.84
701	7.01	14.02	731	7.22	14.44	761	7.42	14.84
702	7.02	14.04	732	7.22	14.44	762	7.43	14.86
703	7.02	14.04	733	7.23	14.46	763	7.44	14.88
704	7.03	14.06	734	7.24	14.48	764	7.44	14.88
705	7.04	14.08	735	7.24	14.48	765	7.45	14.90
706	7.04	14.08	736	7.25	14.50	766	7.46	14.92
707	7.05	14.10	737	7.26	14.52	767	7.47	14.94
708	7.06	14.12	738	7.27	14.54	768	7.47	14.94
709	7.07	14.14	739	7.27	14.54	769	7.48	14.96
710	7.07	14.14	740	7.28	14.56	770	7.49	14.98
711	7.08	14.16	741	7.29	14.58	771	7.49	14.98
712	7.09	14.18	742	7.29	14.58	772	7.50	15.00
713	7.09	14.18	743	7.30	14.60	773	7.51	15.02
714	7.10	14.20	744	7.31	14.62	774	7.51	15.02
715	7.11	14.22	745	7.31	14.62	775	7.52	15.04
716	7.11	14.22	746	7.32	14.64	776	7.53	15.06
717	7.12	14.24	747	7.33	14.66	777	7.53	15.06
718	7.13	14.26	748	7.33	14.66	778	7.54	15.08
719	7.13	14.26	749	7.34	14.68	779	7.55	15.10
720	7.14	14.28	750	7.35	14.70	780	7.55	15.10

附錄 國有鐵道對杆旅客運賃表

杆 程	運 賃		杆 程	運 賃		杆 程	運 賃	
	三等	二等		三等	二等		三等	二等
斤	円	銭	斤	円	銭	斤	円	銭
781	7.56	15.12	811	7.76	15.52	841	7.95	15.90
782	7.57	15.14	812	7.77	15.54	842	7.96	15.92
783	7.58	15.16	813	7.77	15.54	843	7.96	15.92
784	7.58	15.16	814	7.78	15.56	844	7.97	15.94
785	7.59	15.18	815	7.79	15.58	845	7.98	15.96
786	7.60	15.20	816	7.79	15.58	846	7.98	15.96
787	7.60	15.20	817	7.80	15.60	847	7.99	15.98
788	7.61	15.22	818	7.81	15.62	848	8.00	16.00
789	7.62	15.24	819	7.81	15.62	849	8.00	16.00
790	7.62	15.24	820	7.82	15.64	850	8.01	16.02
791	7.63	15.26	821	7.83	15.66	851	8.01	16.02
792	7.64	15.28	822	7.83	15.66	852	8.02	16.04
793	7.64	15.28	823	7.84	15.68	853	8.03	16.06
794	7.65	15.30	824	7.84	15.68	854	8.03	16.06
795	7.66	15.32	825	7.85	15.70	855	8.04	16.08
796	7.67	15.34	826	7.86	15.72	856	8.05	16.10
797	7.67	15.34	827	7.86	15.72	857	8.05	16.10
798	7.68	15.36	828	7.87	15.74	858	8.06	16.12
799	7.69	15.38	829	7.88	15.76	859	8.06	16.12
800	7.69	15.38	830	7.88	15.76	860	8.07	16.14
801	7.70	15.40	831	7.89	15.78	861	8.08	16.16
802	7.71	15.42	832	7.89	15.78	862	8.08	16.16
803	7.71	15.42	833	7.90	15.80	863	8.09	16.18
804	7.72	15.44	834	7.91	15.82	864	8.10	16.20
805	7.72	15.44	835	7.91	15.82	865	8.10	16.20
806	7.73	15.46	836	7.92	15.84	866	8.11	16.22
807	7.74	15.48	837	7.93	15.86	867	8.12	16.24
808	7.74	15.48	838	7.93	15.86	868	8.12	16.24
809	7.75	15.50	839	7.94	15.88	869	8.13	16.26
810	7.76	15.52	840	7.94	15.88	870	8.13	16.26

附錄 國有鐵道對杆旅客運賃表

杆 程	運 賃		杆 程	運 賃		杆 程	運 賃	
	三等	二等		三等	二等		三等	二等
斤	円	銭	斤	円	銭	斤	円	銭
871	8.11	16.28	901	8.33	16.66	931	8.52	17.04
872	8.15	16.30	902	8.34	16.68	932	8.52	17.04
873	8.15	16.30	903	8.34	16.68	933	8.53	17.06
874	8.16	16.32	904	8.35	16.70	934	8.54	17.08
875	8.17	16.34	905	8.35	16.70	935	8.54	17.08
876	8.17	16.34	906	8.36	16.72	936	8.55	17.10
877	8.18	16.36	907	8.37	16.74	937	8.56	17.12
878	8.18	16.36	908	8.37	16.74	938	8.56	17.12
879	8.19	16.38	909	8.38	16.76	939	8.57	17.14
880	8.20	16.40	910	8.39	16.78	940	8.57	17.14
881	8.20	16.40	911	8.39	16.78	941	8.58	17.16
882	8.21	16.42	912	8.40	16.80	942	8.59	17.18
883	8.22	16.44	913	8.40	16.80	943	8.59	17.18
884	8.22	16.44	914	8.41	16.82	944	8.60	17.20
885	8.23	16.46	915	8.42	16.84	945	8.61	17.22
886	8.23	16.46	916	8.42	16.84	946	8.61	17.22
887	8.24	16.48	917	8.43	16.86	947	8.62	17.24
888	8.25	16.50	918	8.44	16.88	948	8.63	17.26
889	8.25	16.50	919	8.44	16.88	949	8.63	17.26
890	8.26	16.52	920	8.45	16.90	950	8.64	17.28
891	8.27	16.54	921	8.46	16.92	951	8.64	17.28
892	8.27	16.54	922	8.46	16.92	952	8.65	17.30
893	8.28	16.56	923	8.47	16.94	953	8.66	17.32
894	8.29	16.58	924	8.47	16.94	954	8.66	17.32
895	8.29	16.58	925	8.48	16.96	955	8.67	17.34
896	8.30	16.60	926	8.49	16.98	956	8.68	17.36
897	8.30	16.60	927	8.49	16.98	957	8.68	17.36
898	8.31	16.62	928	8.50	17.00	958	8.69	17.38
899	8.32	16.64	929	8.51	17.02	959	8.69	17.38
900	8.32	16.64	930	8.51	17.02	960	8.70	17.40

杆程	運賃		杆程	運賃		杆程	運賃	
	三等	二等		三等	二等		三等	二等
961	8.71	17.42	991	8.90	17.80	1021	9.09	18.18
962	8.71	17.42	992	8.90	17.80	1022	9.09	18.18
963	8.72	17.44	993	8.91	17.82	1023	9.10	18.20
964	8.73	17.46	994	8.92	17.84	1024	9.10	18.20
965	8.73	17.46	995	8.92	17.84	1025	9.11	18.22
966	8.74	17.48	996	8.93	17.86	1026	9.12	18.24
967	8.75	17.50	997	8.93	17.86	1027	9.12	18.24
968	8.75	17.50	998	8.94	17.88	1028	9.13	18.26
969	8.76	17.52	999	8.95	17.90	1029	9.14	18.28
970	8.76	17.52	1000	8.95	17.90	1030	9.14	18.28
971	8.77	17.54	1001	8.96	17.92	1031	9.15	18.30
972	8.78	17.56	1002	8.97	17.94	1032	9.15	18.30
973	8.78	17.56	1003	8.97	17.94	1033	9.16	18.32
974	8.79	17.58	1004	8.98	17.96	1034	9.17	18.34
975	8.80	17.60	1005	8.98	17.96	1035	9.17	18.34
976	8.80	17.60	1006	8.99	17.98	1036	9.18	18.36
977	8.81	17.62	1007	9.00	18.00	1037	9.19	18.38
978	8.81	17.62	1008	9.00	18.00	1038	9.19	18.38
979	8.82	17.64	1009	9.01	18.02	1039	9.20	18.40
980	8.83	17.66	1010	9.02	18.04	1040	9.20	18.40
981	8.83	17.66	1011	9.02	18.04	1041	9.21	18.42
982	8.84	17.68	1012	9.03	18.06	1042	9.22	18.44
983	8.85	17.70	1013	9.03	18.06	1043	9.22	18.44
984	8.85	17.70	1014	9.04	18.08	1044	9.23	18.46
985	8.86	17.72	1015	9.05	18.10	1045	9.24	18.48
986	8.86	17.72	1016	9.05	18.10	1046	9.24	18.48
987	8.87	17.74	1017	9.06	18.12	1047	9.25	18.50
988	8.88	17.76	1018	9.07	18.14	1048	9.26	18.52
989	8.88	17.76	1019	9.07	18.14	1049	9.26	18.52
990	8.89	17.78	1020	9.08	18.16	1050	9.27	18.54

杆程	運賃		杆程	運賃		杆程	三等		杆程	二等	
	三等	二等		三等	二等		三等	二等			
1051	9.27	18.54	1068	9.33	18.76	1084	9.48	18.96			
1052	9.28	18.56	1069	9.39	18.78	1085	9.49	18.98			
1053	9.29	18.58	1070	9.39	18.78	1086	9.49	18.98			
1054	9.29	18.58				1087	9.50	19.00			
1055	9.30	18.60	1071	9.40	18.80	1088	9.51	19.02			
1056	9.31	18.62	1072	9.41	18.82	1089	9.51	19.02			
1057	9.31	18.62	1073	9.41	18.82	1090	9.52	19.04			
1058	9.32	18.64	1074	9.42	18.84						
1059	9.32	18.64	1075	9.43	18.86	1091	9.53	19.06			
1060	9.33	18.66	1076	9.43	18.86	1092	9.53	19.06			
			1077	9.44	18.88	1093	9.54	19.08			
1061	9.34	18.68	1078	9.44	18.88	1094	9.55	19.10			
1062	9.34	18.68	1079	9.45	18.90	1095	9.55	19.10			
1063	9.35	18.70	1080	9.46	18.92	1096	9.56	19.12			
1064	9.36	18.72				1097	9.56	19.12			
1065	9.36	18.72	1081	9.46	18.92	1098	9.57	19.14			
1066	9.37	18.74	1082	9.47	18.94	1099	9.58	19.16			
1067	9.38	18.76	1083	9.48	18.96	1100	9.58	19.16			

1,100 杆 以上の運賃計算法
(下記説明参照)

杆程	三等	杆程	三等	杆程	三等	杆程	三等
運賃	運賃	運賃	運賃	運賃	運賃	運賃	運賃
1.200	10.21	2.900	20.92	15	10	31	20
1.300	10.84	3.000	21.55	16	10	32	20
1.400	11.47			17	11	33	21
1.500	12.10	1	1	18	12	34	22
1.600	12.73	2	2	19	12	35	22
1.700	13.36	3	2	20	13	36	23
1.800	13.99	4	3			37	24
1.900	14.62	5	3	21	14	38	24
2.000	15.25	6	4	22	14	39	25
		7	5	23	15	40	25
2.100	15.88	8	5	24	15		
2.200	16.51	9	6	25	16	41	26
2.300	17.14	10	7	26	17	42	27
2.400	17.77			27	17	43	27
2.500	18.40	11	7	28	18	44	28
2.600	19.03	12	8	29	18	45	29
2.700	19.66	13	8	30	19	46	29
2.800	20.29	14	9			47	30

昭和十二年二月十日印
昭和十二年二月十五日發
行 刷

版 權
所 有

現行內國旅費規則詳解 定價一圓

著 者 小 椋 泰 彌

印發行 者兼 北 原 幸 枝
東京市澁谷區代々木初臺町五三九

印 刷 所 法 學 書 院 印 刷 部
東京市澁谷區代々木初臺町五三九

發 行 所 法 學 書 院
東京市澁谷區代々木初臺町五三九
振替東京八一六九九番

大 賣 捌 東京 有斐閣 東京 巖松堂 東京 東京堂
神田 神田 神田

野田照夫先生著 裁判所書記試験必携

官廳簿記法通解

附録・最近十七年間各地試験問題集・關係法規

特價 八拾錢
定價 一圓二十錢
送料 六錢
四六判 一六〇頁

本書は裁判所書記登用試験受験者並に官廳簿記の大意を知得せむとする者の爲に編著せるもの、官廳簿記の意義をより説き起し、現行會計制度を概説し、次に各種帳簿の意義、様式、記入の方法等懇切明快に解説し、尙ほ試験問題を網羅し模範的解答を附す。故に試験には如何なる問題が出るか、答案の書き方は如何？等の疑問を解決し、次回裁書の榮冠を、貴下の上に廣す。實に絶好の良書なり。各地試験問題集・關係法規を附録し完璧を期したり。最近十七年間（大正七年より昭和九年廣島裁書迄）

野田照夫	大西貞治	法書院	野田照夫
受験作文精講	式辭演說大成	朝鮮行政法 試験問題模範答案集	受験用 經濟學通解
受験作文必須事項、作文上達法、普通文の作り方、書翰文の作り方、答案の書方等受験作文に關する事項は悉く講義し名家の模範文を掲ぐ。	式辭演說に關する一切の知識を教授す。文例豊富、應用自在、理想的式辭演說大全集たり。	大正八年より昭和十一年迄朝鮮普通試験に出題されたる行政法の全問題の答案集。附録、朝鮮地方制度概説其他	經濟學の大意を平易明快に解説し各種試験問題、模範答案、經濟新語辭典等を附録す。
特價、七〇 定價、一〇〇 定價、一〇〇	特價、二〇〇 定價、二〇〇 定價、二〇〇	特價、六〇 定價、一〇〇 定價、八十錢	特價、七〇 定價、一〇〇 定價、一〇〇

337
1078

